

第 91 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 51 回 食品衛生部会 (CCFH) 議題
4-(2)	第 51 回 食品衛生部会 (CCFH) 概要
5-(1)	第 41 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 議題
5-(2)	第 41 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 概要
6-(1)	第 7 回 薬剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) 議題
6-(2)	第 7 回 薬剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) 概要
7-(1)	第 32 回 一般原則部会 (CCGP) 仮議題
7-(2)	第 32 回 一般原則部会 (CCGP) 主な検討議題
8-(1)	第 52 回 残留農薬部会 (CCPR) 仮議題

- 追加資料 1 Food safety, everyone's business
(FAO, WHO: A Guide to World Food Safety Day 2019)
- 追加資料 2 Accelerating efforts on food safety
(第 146 回 WHO 執行理事会資料：事務局長報告)
- 追加資料 3 Strengthening efforts on food safety
(第 146 回 WHO 執行理事会資料：決議案)

第 91 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 2 年 2 月 18 日（火）

13:30 ～ 17:00

場所：中央合同庁舎 5 号館 11 階
共用第 8 会議室

議 事 次 第

1. 議題

① 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第51回 食品衛生部会（CCFH）
- ・ 第41回 栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）
- ・ 第7回 薬剤耐性に関する特別部会（TFAMR）

② 今後の活動について

- ・ 第32回 一般原則部会（CCGP）
- ・ 第52回 残留農薬部会（CCPR）

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50 音順)

あまがさ けいすけ
天笠 啓祐

特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員

ありた よしこ
有田 芳子

主婦連合会 会長

いわた しゅうじ
岩田 修二

特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長

おにたけ かずお
鬼武 一夫

日本生活協同組合連合会 品質保証本部 総合品質保証担当

くまがい ひ と み
熊谷 日登美

日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授

しみず いわお
清水 巖

全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 品質・表示管理室

すがぬま おさむ
菅沼 修

国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長

せ ぐろ かつや
脊黒 勝也

一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事

た な か ひろゆき
田中 弘之

東京家政学院大学 人間栄養学部 学部長

つる み かずひこ
鶴身 和彦

公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長

と べ よりこ
戸部 依子公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
NACS 消費生活研究所 所長はすお たかこ
蓮尾 隆子

家庭栄養研究会 常任顧問

やまぐち りゅうじ
山口 隆司

一般財団法人 食品産業センター 海外室次長

よしいけ の お
吉池 信男

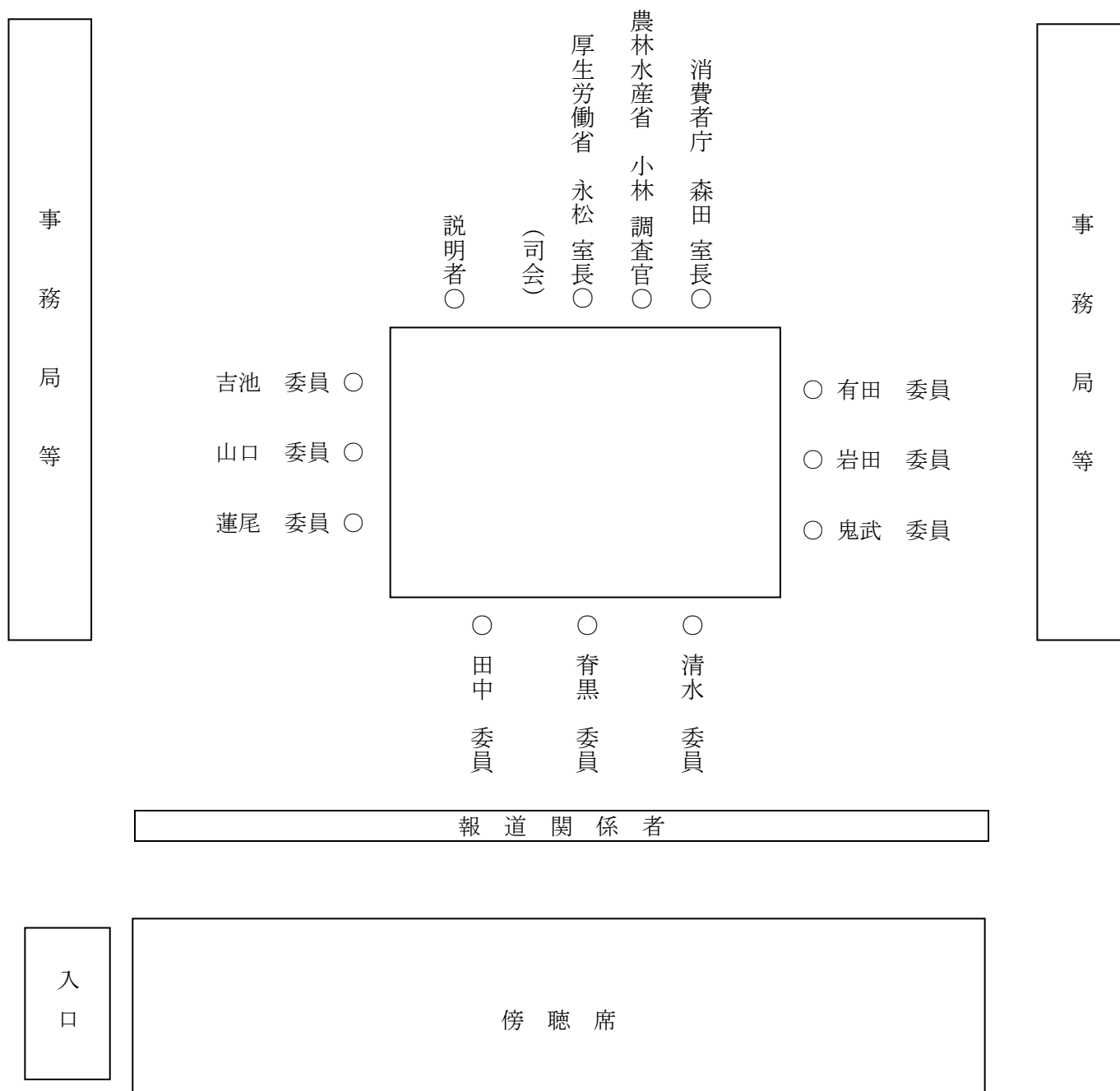
青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授

第 91 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 2 年 2 月 18 日（火）13:30 ～ 17:00

霞が関中央合同庁舎 5 号館 11 階

共用第 8 会議室



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 51 回食品衛生部会

日時：2019 年 11 月 4 日（月）～11 月 8 日（金）

場所：クリーブランド(米国)

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの付託事項
3	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）を含む FAO 及び WHO の作業から提起された事項
4	国際獣疫事務局（OIE）からの情報
5	食品事業者向け食品アレルゲン管理に関する実施規範案（ステップ 7）
6	食品衛生の一般原則（CAC/RCP 1-1969）及び HACCP に関する付属文書の改訂原案（ステップ 4）
7	生物による食品に起因する緊急事態/アウトブレイクの管理のためのガイダンス文書原案（ステップ 4）
8	牛肉，未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ，葉物野菜，並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌（Shiga toxin-producing <i>Escherichia coli</i> :STEC）の管理のためのガイドライン原案（ステップ 4）
9	食品加工における安全な水の使用の原則に関する討議文書
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 51 回食品衛生部会報告書

2019 年 11 月 4 日（月）～11 月 8 日（金）、クリーブランド（米国）にて開催された標記会合（CCFH）の概要及び結果を以下のとおり報告する

本会合には、59 加盟国、1 加盟機関（EU）、15 国際機関が参加した。我が国の出席者は以下のとおり。

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課	HACCP 企画推進室	室長	横田 栄一
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課	食中毒被害情報管理室	係	塚本 絢己
国立保健医療医療科学院客員研究員			豊福 肇
（山口大学共同獣医学部病態制御学講座 教授）			

議題 1 議題の採択

仮議題が議題として採択された。

議題 2 コーデックス総会及びその他の部会からの食品衛生部会への付託事項

分析・サンプリング法部会（CCMAS）において、分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999, 以下 CXS 234）を分析法に関する単一の参照規格とするための作業を進めていることが報告され、以下の事項が合意された。

- ・CXS234 にリンクを入れ込むために、分析法が含まれる CCFH 関連文書のリンクの提供をコーデックス事務局に要請する。
- ・照射食品の検出のための一般分析法（CXS 231-2001）の CXS 234 への移行にあたり、ブラジルが CXS 231 で定められている分析法について、目的への適合性及び性能規準への移行の可能性を判断するためのレビューを行い、次回会合で検討する。

議題 3 FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）を含む FAO 及び WHO の作業から提起された事項

FAO 及び WHO から CCFH の作業に関連した主な活動等が報告された。概要は以下のとおり。

国際食品安全情報ネットワーク（INFOSAN）

WHO 代表から、INFOSAN は引き続き、世界の食品安全の問題に対して迅速に対応していくこと、第 2 回 INFOSAN 国際会議が 2019 年 12 月に開催されることが報告された。

FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）

- ・2019 年に、「志賀毒素産生性大腸菌（STEC）の感染源の寄与率」及び「食品の生産及び加工時に使用される水の安全性と品質」の報告書が公表され、「食品由来の薬剤耐性（環境、作物、殺生物剤の役割）」の報告書についても年内に公表予定であることが報告された。
- ・2019 年、JEMRA は次の会議を開催した旨の報告があった。
 - i) 微生物学的リスク評価の方法論

- ii) 魚介類の腸炎ビブリオ及びビブリオ・バルニフィカス
- iii) 生鮮果物及び野菜の生産及び加工に使用される水の微生物学的品質

また、ビブリオの会議の結果で特定された新たな情報をレビューし、「海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン」(CXG 73-2010) の改訂に向けた新規作業が必要か否か検討する必要があることが報告された。

今後の JEMRA のスケジュール

部会からの科学的助言の要請に応じて、以下の会議を予定しているとの報告があった。

2020 年：i) STEC の制御及び介入，ii) アレルゲン

2021 年：i) 食品生産における水の使用，ii) 生鮮果実及び生鮮野菜の微生物学的な安全性，iii) リステリア・モノサイトゲネスのフォローアップミーティング

2022 年：スプラウトにおける STEC の微生物学的リスク評価

結論

部会は FAO/WHO の貢献に感謝の意を表した。また議長は、JEMRA が 2022 年までの会議を既に計画していることを強調し、新たな科学的助言を得られた場合は、関連するコーデックス文書をレビューし、改訂作業が必要か検討するよう部会に促した。

議題 4 国際獣疫事務局 (OIE) からの情報

報告事項はなかった。

議題 5 食品事業者向け食品アレルゲン管理に関する実施規範案

米国は当該実施規範案が第 42 回総会においてステップ 5 に承認され、ステップ 6 に進んだことを報告した。前回会合 (CCFH50) にて、予防的アレルゲン表示については FAO/WHO の科学的助言及び食品表示部会 (CCFL) での作業を要請しており、当分の間、ステップ 7 に据え置くことも考えられたが、本実施規範案には食物アレルゲン管理に関する多くの情報が含まれているため、米国、オーストラリア及び英国より、予防的アレルゲン表示に関する記載を削除した修正案が示され、ステップ 8 に進めることが提案された。なお、FAO/WHO から科学的助言を得て、CCFL が予防的アレルゲンに関する作業及び包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (CXS 1) のセクション 4.2.1.4 の食品及び原材料のリストが変更された場合に、改訂を検討することが提案された。

ステップ 6 で提出されたコメントを踏まえ、米国が修正した実施規範案に基づき議論が行われた。合意された主な事項は以下のとおり。

- ・セリアック病について規定しているパラグラフ 8 については、今回の実施規範の焦点では無いことから、パラグラフ 10 の脚注に移動すること。
- ・パラグラフ 9 の食品リストに「スペルト小麦」を削除する提案がなされたが、FAO/WHO から科学的助言を得られるまでは、CXS 1 のセクション 4.2.1.4 の食品及び成分のリストを対象とすること。
- ・パラグラフ 18 の内容はセクションタイトルに合っていないため、新たなセクションタイトルを追加し、「食品事業者の責務 (FBO responsibilities)」とすること。

- ・屋台で提供される食品については、小規模事業者に対して十分な柔軟性を規定している食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）と併せて使用すべきこと。
- ・記録文書として「アレルゲンマップ」と「HACCP 文書」を追加すること。

結論として、部会は以下の事項に合意した。

- ・本規範案をステップ 8 で総会に諮ること。
- ・CCFL に本作業のステータスを報告すること。
- ・予防的アレルゲン表示については FAO/WHO の科学的助言及び CCFL での作業が完了した後に改訂が必要か否か検討すること。

議題 6 食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）及び HACCP に関する付属文書の改訂原案

会合内物理的作業部会での議論を踏まえ、物理的作業部会議長である英国が作成した報告書に基づき、セクションごとに議論が行われた。

また、本文中の「disposing」及び「disposal」を「disposition」に、「loss of control」を「deviation」に、「the next person/FBO」を「the next FBO」に修正すること合意した。

部会での主な修正点は以下のとおり。

定義－食品事業者（Food business operator（FBO））

いくつかの国は FBO を個人（person）として定義している一方、組織（entity）と定義している国もあり、削除すべきなどの意見もあったが、組織（entity）には個人（person）も含まれるとし、FBO の定義は次のとおりとすることに合意した。

An entity responsible for operating a business at any step in the food chain.

定義－Validation（妥当性評価）

妥当性評価の定義を削除し、新たに「validation of control measures」の定義を定めることに合意した。

第 1 章 GHP

セクション 5.1.3 モニタリングの効果－パラ 74

「推奨される洗浄及び消毒手順が守られている場合、微生物は抵抗性を獲得する可能性は低い」という部分について、物理的作業部会の共同議長のフランスは、「resistance（抵抗性）」は適切ではないため、「tolerance（耐性）」にすべきと提案し、次のように修正することに合意した。

「微生物は、時間の経過とともに消毒剤に対する耐性を示すことがある。洗浄と消毒の手順は、メーカーの指示に従う必要がある。使用可能な消毒剤が効果的かつ適切であることを確認するために、可能な場合は製造者/供給者と定期的にレビューする必要がある。消毒剤のローテーションは、さまざまな種類の微生物（バクテリアや真菌など）の不活化を確実にするために検討できる。」

セクション 5.3.1 一般－パラ 82 及び 83

有害廃棄物について、基本的な訓練では不十分で、特別な訓練が必要との提案があり、

パラ 82 の文末に、有害廃棄物についても訓練を受けた者によって取り扱われるべき旨を追加することに合意した。

セクション 7.1 製品及び工程の説明-パラ 95

当該パラグラフにおいて、より注意を払うべき GHP が必要となる特定の条件を明確にするために、次の文章をセクション 7.1「製品及びプロセス」とセクション 7.1.1「製品の説明」の間に追記することに合意した。

「食品事業の状況や活動内容を検討した後、食品安全上、特に重要となる GHP により注意を払う必要があるかもしれない。この場合、次の規定を考慮すべきである。」

セクション 7.1.4 製品工程のモニター-セクション 7.1.4

7.1.4.1 項のサブセクションを削除し、それに応じて 7.1.4 項のタイトルを「モニタリングと改善措置」に変更することに合意した。

セクション 7.2 食品衛生システムの重要項目

セクションタイトルの「食品衛生システム」を「GHP」に変更することに合意した。

セクション 7.2.1 時間と温度管理

2 行目の「process control」を「operation control」に修正することに合意した。

また、賞味期限の設定について、(i) セクション 8.2 など他のより関連性の高いセクションに規定する、(ii) 賞味期限の設定について新たなサブセクションを作る、(iii) 賞味期限の設定は本セクションに関連がなく、また FBO が全ての場合において、自ら賞味期限の設定を行う必要があるとの印象を与えかねないため削除すべき、などの意見があったが、本件は食品衛生システムの主要な側面では無いことから削除することに合意した。

セクション 7.5 リコール手順-安全ではない製品の市場からの回収-パラ 123

次の意見が出された。

- ・FBO はリスクを正しく推定し、市場から製品の回収を適切に行う手段について判断できない可能性があるため、FBO が管轄当局に連絡する義務を反映すべき。
- ・食品安全以外の理由でリコールが実施される場合も考えられ、一般への注意喚起は製品が公衆衛生上の懸念を引き起こす場合のみ必要となること。
- ・小規模事業者はこれらの要件を実施するための能力が不十分かもしれないこと。

これらの意見を踏まえ、当該パラグラフを柔軟にとらえるために、次のとおり修正することに合意した。

「製品が消費者に渡っている可能性が有り、製品を FBO に返品したり、市場から回収することが適切な場合には、管轄当局への報告が必要であり、さらに一般への注意喚起を検討すべきである。」

第 2 章 HACCP システム及び適用のためのガイドライン 導入-パラ 136

文書に弾力性を持たせること、また GHP のみの運用で食品安全を担保できる場合があるため、文末の「the application of HACCP is the system of choice to achieve food safety」を削除することに合意した。

2.2 小規模及び発展途上の事業者への弾力性について-パラ 142

より弾力性を持たせるために、導入の部分で削除したパラグラフに記載していた弾力性に関連する内容を、パラグラフ 142 に組み入れるとともに、FAO/WHO のガイダンス文書「Guidance to governments on the application of HACCP in small and less developed business」を脚注に参照として記載するよう修正した。

3.3 使用目的と使用者の特定-パラ 154

病院/乳児向けの食品など、脆弱な集団 (vulnerable populations) 向けに製造される食品の説明について、4 行目で例として示した「施設内ケータリング」を「病院」に置き換えることに合意し、脆弱な集団に対してより高いレベルの食品安全が必要であることを確認した。

3.6 発生する可能性があり、各ステップに関連するすべてのハザードをリストにし、重大なハザードを特定するために危害要因分析を実施し、特定されたハザードをコントロールするための手段を検討する (ステップ 6 /原則 1) -パラ 152, 155, 158

以下の事項に合意した。

- ・パラ 152 の 3 行目の「hazard」を「potential hazard」に変更し、それに合わせ見出しも同様に変更する。
- ・パラ 155 の 3 ポツ目の次に以下の内容を追記する。
「例えば規制、意図される用途、科学情報に基づき、食品中のハザードの許容レベルを特定する」
- ・パラ 158 の例示の記載場所を修正して、1 つのハザードをコントロールするためには、複数の管理手段が必要になる一方、1 つの管理手段で複数のハザードをコントロールできる場合があることを明確にする。

改善措置の設定 (ステップ 10/原則 5) -パラ 171

妥当性確認された管理基準が適切に設定された場合、逸脱すると安全な製品ではなくなり、逸脱した製品の安全な使用に関する専門家のアドバイスは、誤用または誤解される可能性があることから、「場合によっては…」から始まる 2 行目の文を削除することで合意した。

付属文書 1. GHP と重要管理点の比較及び管理手段の例示

- ・付属文書 I のタイトルを「管理手段と事例の比較」に変更し、本文もタイトルと一致するように変更する。

図 3. CCP を特定するための判断樹 (Decision Tree) の例

物理的作業部会の共同議長は、文書の採択の遅れを避けるため、図 3 は一度削除し、本
案が採択された後に、改訂作業を続けることを提案し、合意した。

結論

- ・部会は本修正原案をステップ 5/8 で総会に諮ることに合意した。
- ・判断樹はステップ 2 に差し戻し、ブラジル、ホンジュラス、ジャマイカ、タイが案を作
成し、次回会合で検討することに合意した。

議題 7 微生物による食品に起因する緊急事態/アウトブレイクの管理のガイダンス文書原 案

電子作業部会共同議長のデンマークより、各国からのコメントを基に修正したガイダン
ス原案が提出され、これに基づき議論が行われた。合意された主な事項は以下のとおり。

定義

- ・症例対照研究の定義を修正して、WHO の定義により沿った内容とした。
- ・「アウトブレイク評価」を「アウトブレイク分析」に変更し、また参照の「larger outbreaks」
は主観的なものであるため削除した。

分析方法

全ゲノムシーケンス (WGS) に関して、テキストに含める必要性と、WGS の使用が必須
と印象づけられることについて議論した。WGS は生物学的タイピングツールとして使用され
る機会が増加していることから、将来的なことを考慮し、WGS のセクションを維持するこ
とが重要であると意見があった一方、WGS の使用が必須であると解釈される可能性がある
という懸念が出され、パラグラフ 50 に「WGS を使用する場合、次のことを考慮する必要が
ある」と追記した。

迅速的なリスク評価及びアウトブレイク評価

アウトブレイク評価をアウトブレイク分析に修正することに合意した。

疫学調査及び検査結果の組み合わせについて

サンプリングによる陽性の検査結果がなくても、疫学調査結果からアウトブレイクが示
唆されることがあると議論があり、関連するパラグラフの記載を修正することとした。

付属文書

部会は付属文書について議論を行い、3 つの付属文書を含めることについて合意した。
迅速的なリスク評価 (RRA) の質問例に関する付属文書 II については、RRA とは何かをより
理解しやすく修正すること、また、付属文書 III については、アウトブレイク分析のテン
プレートとすることにした。

付属文書 I については、INFOSAN を国際的なネットワーク/組織の例として含めるべきで
あるとの意見があり、付属文書 II については、質問をどのような文言にすべきか懸念が出

された。

部会は次回会合でのさらなる議論のために、付属文書のさらなる改善が必要なことに合意した。

結論

部会は以下の事項に合意した。

- ・ガイダンス原案をステップ 5 で総会に諮る。
- ・各国から提出されたコメントを検討し、次回会合で議論するための修正案を作成するために、デンマークを議長、チリと EU を共同議長とする物理的作業部会を次回会合直前に開催する。

議題 8 牛肉、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ、葉物野菜、並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌 (*Shiga toxin-producing Escherichia coli*:STEC) の管理のためのガイドライン原案

電子作業部会の議長及び共同議長であるチリと米国が、2022 年までに予定されている JEMRA の専門家会議と併せて、ガイドラインを作成するためのスケジュールを説明し、さらにガイドラインの範囲内となる用語/定義を提案した。また、ガイドライン（およびその付属文書）の作成を進めるためには、JEMRA からのさらなる科学的助言が必要であることが説明された。

用語

用語について議論し、生鮮果物及び野菜の衛生実施規範（CXC 53-2003）との一貫性の観点から「leafy greens」を「fresh leafy vegetables」とし、さらに「beef」を「raw beef」, 「raw milk and cheese produced from raw milk」を「raw milk and raw milk cheeses」とすることに合意した。定義の正確な記載内容については、電子作業部会でさらに議論することになった。

科学的助言の要請

JEMRA に以下に関する科学的助言を求めることに合意した。

- ・汚染低減措置を含む特定の介入措置の最も適切な適用段階
- ・生の牛肉、生乳、生乳チーズ、新鮮な葉物野菜及びスプラウトの STEC のコントロールに関するその他の追加的な介入措置
- ・データに基づく STEC 低減のための介入措置の有効性の検証
- ・可能な範囲での介入措置による定量的な低減レベルに関する助言
- ・商業的に適用可能であり、コーデックスのガイドラインに含めることが適当と考えられる介入措置案の実行可能性に関する助言

結論

部会は以下の事項に合意した。

- ・提案された原案をステップ 2/3 に差し戻す。

・チリを議長，フランス，ニュージーランド及び米国を共同議長とする電子作業部会を設立し，以下の作業を行う。

- i) 本会合に提出されたコメントに基づいて，一般セクション及び生の牛肉及び生鮮葉物野菜の付属文書について再度原案を作成する。
- ii) 生の牛肉の付属文書について，STEC の管理に関連した介入措置に関する情報を更新し，2020 年 6 月より前に JEMRA に提出する。
- iii) 生乳および生乳チーズに関する付属文書を作成し，これらの食品の STEC の管理に関連する介入措置を記載し，2020 年 6 月より前に JEMRA に提出する。
- iv) JEMRA からの助言に基づいて，必要に応じて付属を修正する。

電子作業部会の報告書を次回会合の 3 か月以上前に送付し、コメントを求めることとされた。

議題 9 食品生産における安全な水の使用のガイドライン

議題 10 で検討された。

議題 10 その他の事項及び今後の作業

新規作業/今後の作業計画

新規作業

食品生産における安全な水の使用のガイドライン

ホンジュラスが，改訂した討議文書に基づき，タイトル，対象範囲及びスケジュールを説明した。化学物質について，本作業の対象かどうかの明確化を求め，部会は，本作業が生物的ハザードのみを対象とすることで合意したが，食料生産における水の安全な使用において化学物質は重要であることから，食品汚染物質部会（CCCCF）に本新規作業を通知することとした。

結論

部会は以下の事項に合意した。

- ・討議文書を総会に送付し，新規作業として承認を求める。
- ・ホンジュラスが議長，チリ，デンマーク，EU 及びインドが共同議長を務める電子作業部会を設立し，原案を作成し，ステップ 3 でコメントを求め，次回会合で検討する。

本議題については，電子作業部会の報告書を次回会合の 3 か月以上前に送付し、ステップ 3 でコメントを求めることとされた。

今後の作業計画

部会は今後の作業計画を検討し，以下の提案を了承した。

- ・日本が，ニュージーランドの支援を得て，今後公表予定のビブリオに関する JEMRA の報告書（2020）をレビューし，海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理に対する食品衛生の一般原則の適用（CXG 73-2010）に関するガイドラインの修正の可能性に関する討議文書を作

成する。

- ・カナダが、オランダの支援を得て、食品中のウイルスの管理のための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 79-2012）の改訂の可能性に関する討議文書を作成する。

その他の事項

部会は、将来的な食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理のための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 61-2007）の改訂に役立つことから、リステリア・モノサイトゲネスに関する JEMRA 専門家会議の開催計画を歓迎した。

結論

部会は以下の事項に合意した。

- ・改訂された将来の作業計画を承認した。
- ・次回会合時に、米国が議長を務める CCFH 作業の優先度に関する物理的作業部会を開催する。

議題 11. 次回会合の日程及び開催地

次回会合は 2020 年 11 月 16～20 日に米国で開催される予定。

(参考)

食品衛生部会（CCFH）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食品事業者向け食品アレルギー管理に関する実施規範案	8	第 43 回総会 第 46 回 CCFL への報告
食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969) 及び HACCP に関する付属文書の改訂原案	5/8	第 43 回総会 第 52 回 CCFH (Decision Tree の図についてはステップ 2 に差し戻し, 次回会合で再度検討)
微生物による食品に起因する緊急事態/アウトブレイクの管理のガイダンス文書原案	5	電子作業部会 (議長国: デンマーク, チリ, EU) 第 52 回 CCFH
牛肉、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ、葉物野菜, 並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌の管理のためのガイドライン原案	2/3	電子作業部会 (議長国: チリ, フランス, ニュージーランド, 米国) FAO/WHO リスク評価 第 52 回 CCFH
食品生産における安全な水の使用のガイドライン作成の新規作業	2/3	第 43 回総会 作成国: ホンジュラス, チリ, EU, インド, デンマーク 第 52 回 CCFH
新規作業提案/今後の作業計画	-	物理的作業部会 (議長国: 米国) 第 52 回 CCFH

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 41 回栄養・特殊用途食品部会

日時：2019 年 11 月 24 日（日）～11 月 29 日（金）

場所：デュッセルドルフ（ドイツ）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの付託事項
3	FAO/WHO から提起された関心事項
4a	年長乳児向けフォローアップフォーミュラの範囲、記述及び表示（ステップ 6）
4b	年長乳児向けフォローアップフォーミュラ、年少幼児向け〔製品〕の必須構成成分（ステップ 7 に留め置き）
4c	年少幼児向け〔製品〕の定義及び表示（ステップ 4）
4d	年長乳児向けフォローアップフォーミュラ、年少幼児向け〔製品〕原案（ステップ 4）
5a	Ready-to-use Therapeutic Foods ガイドラインに関する原案（ステップ 4）
5b	Ready-to-use Therapeutic Foods：5.2.2 章（食品添加物）及び 6.2 章（たんぱく質）
6a	トランス脂肪酸フリー強調表示に関する原案（ステップ 4 に留め置き）
6b	トランス脂肪酸低減のためのリスク管理の可能性（討議文書）
7	バイオフィューフィケーション（生物学的栄養強化）の定義原案（ステップ 4）
8	年長乳児及び年少幼児の栄養参照量（討議文書）
9a	食品添加物の技術的正当性を検討するためのメカニズムや枠組み
9b	CCNFSDU 規格の食品添加物条項と「食品添加物に関する一般規格」（GSFA）の整合
10	CCNFSDU の作業のよりよい管理のための優先付けメカニズム（討議文書）
11	食品及びダイエタリーサプリメントに用いるプロバイオティクスのガイドライン（討議文書）

12	栄養プロフィール設定のための一般ガイドライン（討議文書）
13	その他の事項及び今後の作業
14	次回会合の日程及び開催地
15	報告書の採択

第 41 回コーデックス栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 概要

1. 日時及び場所

日時：2019 年 11 月 24 日（日）～11 月 29 日（金）

場所：デュッセルドルフ（ドイツ）

2. 参加国及び国際機関

73 加盟国、1 加盟機関（EU）、41 オブザーバー機関

3. 我が国からの出席

- | | |
|---|--------|
| ・消費者庁食品表示企画課保健表示室 課長補佐 | 宇野 薫 |
| ・消費者庁食品表示企画課保健表示室 食品表示調査官 | 保坂 弘子 |
| ・厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課国際食品室 室長補佐 | 今井 美津子 |
| ・厚生労働省医薬・生活衛生局 食品基準審査課
テクニカルアドバイザー | 林 明音 |
| ・国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
国立健康・栄養研究所 栄養疫学・食育 研究部長 | 瀧本 秀美 |
| ・国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究部部長 | 千葉 剛 |

4. 概要

議題 1：議題の採択

議場配布文書（CRD）20 栄養・健康強調表示食品の認定に関するガイドライン策定（韓国提案）、CRD 6 食物繊維の分析のための AOAC 法 2009. 01 に代わる AOAC 法 2017. 16 の導入（国際穀物科学技術協会提案）及び CRD 7 「乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格（CXS 72-1981）」の分析方法（米国提案）について、時間があれば議題 13（その他の事項及び今後の作業）で議論することとし、仮議題のとおり採択された。

また、会期中の作業部会（WG）の設置が合意され、CRD 6 及び 7 について米国を議長として実施、議題 5 Ready-to-use Therapeutic Foods（RUTF）（すぐに食べられる急性栄養不良児のための治療用食品）について南アフリカが議長、セネガルが共同議長として実施することとされた。

議題 2：コーデックス総会及び各部会からの付託事項

分析方法：

部会は、議題 1 で採択された会期中 WG において、分析・サンプリング法部会（CCMAS）からの以下の付託事項について検討することに合意した。

- ・分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）におけるフォローアップフォーミュラの

ビタミン K の現行の分析方法を、乳児用調製乳のタイプⅡ法として承認されている AOAC2015. 09/ISO21446 法に置き換える必要性

- ・乳児用調製乳のカルシウム、銅、鉄、マグネシウム、マンガン、リン、カリウム、ナトリウム及び亜鉛のタイプⅢ法として、AOAC2011. 14/ISO15151|IDF229 法の CXS234-1999 への追加
- ・ニコチンアミド、ナイアシン、パントテン酸、ピリドキシン、コバラミン、ビタミン D の現行の微生物学的方法の保持

分析性能の数値基準：

部会は、「乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格（CXS 72-1981）」における 9 つのミネラル(カルシウム、銅、鉄、マグネシウム、マンガン、リン、カリウム、ナトリウム及び亜鉛)のタイプⅢ法の性能規準の設定を CCMAS に要求すること、また、タイプⅡ法は、紛争解決の目的で使用される方法として、引き続き CXS 234-1999 に記載されるべきであることを CCMAS に通知することに合意した。

グルテンフリーの分析方法：

提示されたイムノアッセイ法を検討することは時期尚早であり、さらなる情報収集を行った上で検討することに合意した。

「グルテン不耐症患者向け特殊用途食品に関する規格(CXS 118-1979)」の修正：

部会は、本規格の 5.2 章を手順マニュアルの文言に合わせることに合意し、この修正を第 43 回総会に提出することに合意した。

議題 3：FAO/WHO から提起された関心事項

FAO より、①乳児用調製乳及びフォローアップフォーミュラで使用される大豆ベース及び乳ベースの成分に対するたんぱく質窒素換算係数の確立に関する FAO/WHO 合同栄養専門家会議 (the Joint FAO/WHO Expert Meetings on Nutrition: JEMNU) の科学的助言、②2018 年に公表された幼児向けフォローアップフォーミュラ及び RUTF のたんぱく質品質評価に関する FAO 専門家ワーキンググループの報告書について情報提供された。

WHO より、①0-36 か月児の必要栄養量の更新、②進行中の様々なガイドラインの策定作業、③製造工程で生成されるトランス脂肪酸の排除に関する WHO のスケールアップアクション等、CCNFSDU で進行中の作業に関連する可能性のある活動について情報提供された。

①については、初回の専門家委員会が 2020 年 1 月に計画されていること、②については、乳由来たんぱく質の含有量が低い RUTF の有効性と安全性に関するガイドライン策定、乳児と幼児の補完食に関するガイドライン策定及び WHO 栄養指導専門家諮問グループ (NUGAG) サブグループの作業、③については、製造工程で生成されるトランス脂肪酸を 2023 年までに排除するための WHO の取組みについて紹介された。

議題4：フォローアップフォーミュラのコーデックス規格（CXS 156-1987）の見直し

（経緯）

第32回部会（2010年）において、ニュージーランドより、規格の見直しについて提案され、第35回総会（2012年）において新規作業として承認された。これまでの部会において、規格の全体構成は今後決定するとした上で、年長乳児（6-12か月）を対象にしたセクションA、年少幼児（12-36か月）を対象にしたセクションBに分けること及びそれぞれの必須構成成分については概ね合意に達し、第41回総会（2018年）で予備採択された。また、セクションAの年長乳児の範囲、記述及び表示に関する条項は、第42回総会（2019年7月）において、表示の一部（9.6.4章の追加的要求事項におけるcross promotion（異なる商品同士で販売促進をすること）の禁止）について今次部会で議論することとされたものの、その他の条項については予備採択された。

議題4a：年長乳児向けフォローアップフォーミュラの範囲、記述及び表示

（経緯）

前回部会では、スコープ（1章）に「sampling」を加えたこと、定義（2.1章）において年長乳児向け製品を母乳代替品としたこと、表示（9章）において、「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（CXS 1-1985）」、「栄養表示に関するガイドライン（CXG 2-1985）」及び「栄養・健康強調表示の使用に関するガイドライン（CXG 23-1997）」の要件を本製品に適用すること、栄養・健康強調表示の使用の禁止について、これを強調し、また「乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格（CXS 72-1981）」との整合性をとるため、明示的に文章を盛り込むこと並びに追加的要求事項（9.6章）にcross promotionの禁止を含めることとされた。なお、cross promotionの禁止の対象を「label」又は「labelling」のどちらにするかは今後検討することとされた。

なお、表示条項（9章）については、第45回食品表示部会（CCFL）（2019年5月）において、原材料（9.2.2章）、栄養成分表示（9.3章）及び保存方法（9.4章）の修正を加えた上で、承認されたが、9.6.4章のcross promotionの禁止については当部会にcross promotionの定義を明確にするよう再検討を求めることとされ、第42回総会（2019年7月）で予備採択された。

（主な議論）

9.6.4章の中のcross promotionを禁止する旨の最後の文章を保持するか、削除して代替文章を作成するか議論した。

cross promotionの用語を含む文章の保持を支持したメンバー国等は、cross promotionは保護者を誤認させ、母乳育児を妨げるため問題であり、乳幼児の健康に悪影響を及ぼすことから、これを禁止する必要があるとの意見を表明した。また、cross promotionの定義はWHO決議にあり、定義を例えば脚注として規格に含めることができる旨を述べた。

他方、支持しないメンバー国等は、cross promotionという用語はコーデックスでは定義されていないため使用を避けるべき、当該用語の解釈が異なっているためその使用は混乱を招く可能性があるという見解を述べ、当該文章を削除するか、cross promotionのコ

ンセプトをより簡潔に記載することを提案した。

さらに議論が行われ、9.6.4 章の意図は、異なる製品間で表示を明確に区別することにより消費者の混乱を避けることであると認識され、一方で、cross promotion を認めないとする意図は、年長乳児向けフォローアップフォーミュラ上で、年少幼児向け製品や 0-6 か月乳児向け調製乳に言及しないことであると認識された。この認識を踏まえ、9.6.4 章の中の最後の文章を削除し、cross promotion の問題に対応する 9.6.5 章を新たに立てることとされ、オーストラリア及びニュージーランドが中心となって調整された案が提案された。我が国はこの提案を支持した。

(結論)

部会は、9.6.4 章の最後の cross promotion に関する文章を削除し、9.6.5 章として「年長乳児向けフォローアップフォーミュラの表示においては、数字、文章、陳述、画像を含め、乳児用調製乳、幼児向け製品、乳児用特殊医療用調製乳を示してはならない。」という条項を置くことに合意し、また、以下に合意した。

- i 適用範囲、定義及び表示の条項をステップ 7 で留め置くこと。
- ii 9.6.5 章の表示条項を CCFL46 に送付し承認を求めること。
- iii 9.2.2 章、9.4.1 章、9.6.4 章の文言等の訂正を CCFL に情報提供すること。

議題 4b: 年長乳児向けフォローアップフォーミュラ、年少幼児向け [製品] の必須構成成分

(経緯)

前回部会では、第 39 回部会 (2017 年) で合意に達しなかったセクション B の項目 (①たんぱく質における品質評価方法 (脚注 2)、②炭水化物における甘味に影響する炭水化物の使用 (脚注 4)、③ビタミン D) を議論した結果、①及び③については合意したが、②の記述、これに関連して任意の原材料の記述 (3.2.1 章) について、ニュージーランドを議長、フランス及びインドネシアを共同議長とする電子的作業部会 (EWG) で検討することとされた。

今次部会では、未解決であった、年少幼児向け製品 (セクション B) における炭水化物の条項の脚注 4 及び 3.2.1 章について、EWG の提言をもとに検討を行った。

(主な議論)

<炭水化物条項の脚注 4 (提言 1) >

炭水化物条項の脚注 4 の案文のうち、乳由来ではないたんぱく質をベースとした製品の甘さをどのように制限するかという点について、EWG 議長より、甘味に寄与しない炭水化物源が好ましいとするオプションと、乳糖以上に甘くない炭水化物源を用いるべきとするオプションが提示された。各国の意見が分かれたため、これらのオプションを合わせた妥協案について検討された。また、CCMAS に、甘味度を測定する方法の調査を依頼する提案について検討した。

<3.2.1 章（提言 2）>

「年少幼児向け製品の甘みを付与又は増強する目的で物質を添加してはならない」という文章を記載するかどうか議論が行われた。砂糖の摂取量を低減させる政策に資するため、将来、甘味を付与する原材料が開発される可能性があることを考慮し、そのような原材料の使用もカバーされるようにすべきという意見があった。また、当該内容の記載場所は、栄養目的で添加される任意の原材料に関する 3.2.1 章ではなく、新しく 3.2.4 章を作り、文章を移すことが提案された。

（結論）

部会は、年少幼児向け製品（セクション B）における炭水化物条項の脚注 4 について、「乳由来ではないたんぱく質をベースとした製品については、甘味に寄与しない炭水化物源を選好すべきであり、いかなる場合も、乳糖以上に甘味を強くするべきではない。」という文章を含めること、また、3.2.4 章について、「年少幼児向け製品の甘味を付与または増強する目的で、原材料を添加してはならない。」という条項とすることに合意した。

その上で、部会は、以下について合意した。

- i 年少幼児向け「製品」の必須成分組成に関する作業を完了し、ステップ 7 に留め置く。
- ii これらの製品について炭水化物源の甘味を測定する国際的に妥当性が確認された方法が存在するかどうか CCMAS に照会する。

議題 4c：年少幼児向け「製品」の定義及び表示

（経緯）

前回部会では、スコープ（1 章）については合意したが、定義（2.1 章）において本製品を母乳代替品とするかについては意見がわかれ、表示（9 章）については議論できず、今次部会に議論を延期することになった。

（主な議論）

年少幼児向け「製品」の定義について、母乳代替品であると記載するかどうか賛否両論の発言があった。母乳代替品と定義することに賛成する立場からは、組成ではなく機能の問題を検討すべき、低・中所得国を中心に当該製品はしばしば母乳代替品として市販されており、国家の規制で母乳代替品として分類されている、多様な食事の液体部分である製品のうち、特に乳タイプ製品の場合、母乳を代替する、という意見などがあった。一方で、母乳代替品と定義しないという立場からは、当該製品は小児の栄養要件の全てをカバーしていないため母乳代替品とは定義できない、もし消費者に母乳の代替と認識されると乳幼児の健康に有害となる可能性がある、母乳代替品と定義してしまうと母乳に代わるものという位置付けを与えることとなる、当該製品は母乳というよりも牛乳に代わるものとして用いられている、という意見などがあった。我が国からは、母乳代替品と呼ぶことは支持しないこと、この年齢の小児は既に固形食を食べ始めており、母乳を唯一の栄養源として

いないことから、母乳と完全に置き換わるものではないと考えることを発言した。

議論の結果、定義本文では母乳代替品とするかどうかの問題については触れず、脚注でこれらの製品が母乳代替品として規制されている国があるという事実を述べるという提案がなされ、それについては合意された。また、本文中の角括弧内の文言（[年少幼児の栄養上のニーズに寄与する可能性がある]）について次回会合で議論されることとなった。なお、米国は、当該脚注について、単にいくつかの国は特定の方法で当該製品を規制していることを述べているに過ぎないことなどから、留保を表明した。

表示については、EWG での議論と関心国が集まって議論した結果として提出された CRD50 をベースとして議論が行われた。

製品名については、「栄養素を添加した年少幼児向け飲料」又は「年少幼児向け飲料」の 2 つの名称が提案された。粉末の製品がある可能性もあることから「製品」という文言を用いる提案もあった。議論の結果、部会は、製品の名称について「栄養素を添加した年少幼児向け飲料／製品」又は「年少幼児向け飲料」とし、各国はこれらのオプションから選ぶことができることに合意した。

（結論）

年少幼児向け「製品」の定義について、次のとおり合意された。

「栄養素を添加した年少幼児向け飲料／製品」又は「年少幼児向け飲料」とは、年少幼児の多様な食事の液体部分としての使用のために製造され、【年少幼児の栄養上のニーズに寄与する可能性がある】製品をいう。脚注：いくつかの国では、これらの製品は母乳代替品として規制されている。

今後の作業について、部会は以下のことに合意した。

- i 適用範囲、定義及び表示に関する事項を第 43 回総会にステップ 5 で予備採択を諮ること。
- ii フォローアップフォーミュラ規格の見直しに関する作業の完了期限を 2022 年の総会での採択とすることを第 79 回執行委員会に通知すること。
- iii 表示事項は CCFL に承認を求めること。
- iv ニュージーランドを議長、フランス及びインドネシアを共同議長とする EWG を再度設置し、①上記定義の中の未解決部分（【年少幼児の栄養上のニーズに寄与する可能性がある】）を検討し、定義を最終決定する、②定義と名称の関連・影響を検討する、③窒素からたんぱく質への変換係数についての JEMNU の報告書を検討し、規格の改正に対してどの程度考慮する必要があるか検討すること。

議題 4d：年長乳児向けフォローアップフォーミュラ、年少幼児向け「製品」原案

（経緯）

前回部会では、議題 4b の事項のほか、残された事項（純度、ビタミン化合物及びミネラル塩、放射線照射の禁止、許可される食品添加物、食品添加物のキャリーオーバー、汚染物質、衛生並びに容器包装等）について、EWG で検討することとされた。

今次部会では、EWG の検討結果を踏まえて議論する予定であった。EWG からは、純度、ビ

タミン化合物及びミネラル塩並びに分析及びサンプリング方法等は現行のフォローアップフォーミュラの規格を保持すること、またキャリーオーバーに関しては「食品添加物に関する一般規格」(GSFA) (CXS 192-1995) の前文のセクション4を参照する(オプション1) 又は乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) 及びシリアルベースの乳幼児用加工食品規格 (CXS 74-1981) の記載を引用する(オプション2) こと等について提言された。

(結論)

時間がなく、議論を次回部会に延期することに合意した。議長より、規格の構成と前文は規格の他の条項の作業が完了した後に検討することが述べられた。

議題5 : Ready-to-use Therapeutic Foods

(経緯)

第36回部会(2014年)において国連児童基金(UNICEF)より急性栄養不良児のためのReady-to-use食品に関する規格の策定が提案され、第37回部会(2015年)において、急性栄養不良(Severe Acute Malnutrition: SAM)の治療用と目的を明確化した上で新規作業を開始することに合意し、第39回総会(2016年)で承認された。

議題5a : Ready-to-use Therapeutic Foods ガイドラインに関する原案

(経緯)

前回部会では、以下について議論した。

- ・提言1(5.1章(基本原材料)のうち5.1.2章(マメ科植物及び種子類))、提言2(5.1.5章(ビタミン及びミネラル類))及び提言5(6.1章(エネルギー))については、CRD28の内容に微修正を加えて合意した。

- ・提言3(5.2章(その他の原材料)のうち5.2.1章(利用可能な炭水化物))は、PWGでは甘味のために遊離糖の使用を認めるかどうかで意見が分かれ、本会合に議論が持ち越されたが、本会合における議論の結果、遊離糖をRUTFに使用する場合は総エネルギーの20%を超えないこととする文言を脚注ではなく本文に追記することとし、また本章を糖類だけではなく一般的な炭水化物に適用するため、「Available(利用可能な)」を削除することに合意した。さらに、脚注6として記載されていた「植物でんぷん、乳糖、マルトデキストリン、ショ糖がRUTFに用いられる望ましい炭水化物である。調理済みまたは糊化したでんぷんを使用する。」も本文に記載し、同脚注は削除することになった。5.2.1章は、6.3章(脂質)、6.2章(たんぱく質)とも関連していることから、引き続き検討することに合意した。

- ・提言4(5.3章(RUTF製造における他のマトリックスの使用))について、RUTFの製造は「特殊医療用食品の表示及び強調表示に関するコーデックス規格(CXS 180-1991)」の3章に従う旨を5章の冒頭に記載し、5.3章は削除することになった。

今次部会では、前回部会にて物理的作業部会(PWG)からの提言のうちで議論できず、ステップ4にとどめられた提言(栄養組成及び品質要素、汚染物質、適正製造規範及び適正衛生規範並びに分析及びサンプリング法等)について議論された。

議題 5b : Ready-to-use Therapeutic Foods : 5.2.2 章 (食品添加物) 及び 6.2 章 (たんぱく質)

(経緯)

前回部会では、食品添加物 (5.2.2 章) については、段階的アプローチをとること※、たんぱく質 (6.2 章) に関しては時間がなく議論には至らなかったことから、南アフリカを議長、セネガル及びウガンダを共同議長とする EWG を再度設置し、引き続き議論することになった。

今次部会では、EWG の検討結果を踏まえて議論された。

※ : ①現在使用されている添加物の確認

②そうした添加物が CCNFSDU や他部会の既存の規格で使用が認められているかの点検

③文言の作成

議題 5 a 及び 5 b

(主な議論)

EWG 及び会期中 WG の提言を基に議論が行われた。

炭水化物 (5.2.1 章) について、RUTF の製造への遊離糖の使用は制限すべきであり、遊離糖が全エネルギーの 20%を超えないようにすべきことが再確認されるとともに、ブドウ糖及び果糖を使用すべきではない旨の文章を加えることが合意された。

食品添加物 (5.2.2 章) について、RUTF への使用が認められる食品添加物をリスト化した表 A を本ガイドラインに含めることとなった。

その他、栄養組成及び品質要因 (6 章) (ANNEX の表、たんぱく質 (6.2 章)、水分活性 (6.5 章) を含む。)、汚染物質 (7 章)、加工技術 (8 章)、適正製造規範及び適正衛生規範 (9 章)、分析・サンプリング法 (10 章)、包装 (11 章) 及び表示 (12 章) について、一部修正の上合意された (6.3 及び ANNEX の表における必須脂肪酸のレベルの記載、ANNEX の表におけるマグネシウムのレベルの記載は、さらに検討が必要とされ、角括弧が付された。)。我が国は、RUTF のたんぱく質の品質評価 (6.2) に関して、EWG の提言 (アミノ酸を添加することによりたんぱく質の品質の指標として用いられるスコアを高めることを認める案) を支持するコメントを CRD として提出した。

前文については、RUTF 製品の基本的な組成、対象年齢層、RUTF は合併症のない SAM の小児の食事管理の選択肢のひとつであることを記載すること、脚注に情報源を含めることに合意した上で、前文全体を角括弧に留め置きさらに検討することとなった。

(結論)

RUTF ガイドラインについて第 43 回総会にステップ 5 として予備採択を諮ること、食品添加物に関する条項は食品添加物部会 (CCFA) へ、表示事項は CCFL へ承認のため回付することが合意された。

議題 6 : トランス脂肪酸

議題 6 a : トランス脂肪酸フリー強調表示に関する原案

議題 6 b : トランス脂肪酸低減のためのリスク管理の可能性

(経緯)

第 41 回食品表示部会 (CCFL) (2013 年) からトランス脂肪酸 (Trans Fatty Acids:TFA) フリー強調表示の要件の策定に関する助言を要請されたことを受け、第 35 回部会 (2013 年) 以降、検討が行われた。

第 38 回部会 (2016 年) では、第 36 回 CCMAS (2015 年) からの回答と WHO 栄養ガイダンス専門家諮問グループ (NUGAG) のレビュー結果を踏まえ、カナダが討議文書を作成し、TFA を「含まない旨」の要件 (※) を提案した。

※「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン (CXG 23-1997)」の 5 章 (栄養素含有量強調表示) における栄養素含有量強調表示の条件に関する表の飽和脂肪酸とコレステロールの間に挿入すること。

「脂質 100 g につきトランス脂肪酸 1 g」かつ「飽和脂肪酸が「低い」旨の条件」を満たさなければならないこと。

前回部会では、TFA の低減への取組が公衆衛生上重要である点は概ね合意されたが、要件案については、すべての食品で正確に TFA を測定することは困難、最初から TFA を含まない食品も「含まない」と表示できるのは消費者に誤認を与える等の否定的な意見が出された。他方、この要件案を支持又はもっと低くしたいとする意見も出された。議論の結果、油脂部会 (CCFO) と CCFL へ本作業について情報提供すること及びフリー表示の要件案についてはステップ 4 のまま議論を一時停止し、カナダが TFA 低減のための様々なリスク管理の可能性に関する討議文書を作成することとされた。

今次部会では、TFA の摂取量削減のためのリスク管理オプションとその長所・短所及びコーデックスにおけるリスク管理の役割の可能性を示した資料が提示され、議論された。

議題 6 a 及び 6 b

(主な議論)

オプション B (加工食品中の TFA レベルを制限する)、オプション C (部分水素添加油脂の使用を禁止する) が TFA の摂取量を低減するという意見や、オプション E (包装加工食品に TFA の含有量表示を義務づける) は CCFL で検討済みのため支持しないといった意見が出された。WHO より、「REPLACE」(製造工程で生成するトランス脂肪酸を 2023 年までに排除することを目標とする取組) について発言があった。議長より、TFA フリー強調表示の要件策定作業を中止することが提案された。

(結論)

部会は、TFA フリー強調表示の要件策定作業を中止することとし、第 79 回執行委員会、第 43 回総会及び CCFL にその旨報告することに合意した。また、CCFL 及び CCFO に、TFA の低減又は部分水素添加油脂の排除のために考え得るコーデックスの役割について情報提供することとなった。

議題 7：バイオフィューフィケーション（生物学的栄養強化）の定義原案

（経緯）

第 35 回部会（2013 年）において、国際食糧政策研究所（IFPRI）とカナダが「Biofortification:バイオフィューフィケーション」に関する討議文書を提示し、「バイオフィューフィケーション」の定義作成と食品表示における語句の使用基準作成にかかる作業の重要性について、多くのメンバーが支持した。第 36 回部会（2014 年）では、ジンバブエと南アフリカが改訂した討議文書に基づき議論し、新規作業を開始することに合意し、第 38 回総会（2015 年）で承認された。第 37 回部会（2015 年）から主に定義の構成要素（クライテリア）について検討されている。

前回部会では、定義案に対し、各国・地域のニーズにあわせて柔軟性を確保する結果、国際的な調和のない定義となることへの懸念や、“Bio” の用語を有機的に生産されていない食品にも使用することは問題等の懸念が示された。また、定義がどのように使用され、どこに位置づけられるかは、CCFL からの要請により始まったものであることから、定義原案を CCFL に送付し、①本定義は CCFL の要請に見合うものか、また②定義の使用目的とどこに収載するのが適しているかについて明確化を求めることとした。

一方、本部会の要請を受けて検討した第 45 回 CCFL (2019 年 5 月)においては、既存のコーデックス文書は十分にバイオフィューフィケーションの表示をカバーしており新たな定義は不要との結論となった。今次部会では、第 45 回 CCFL の検討結果を踏まえて議論された。

（主な議論）

IFPRI から CRD 5 を基に作業継続についての意見が出る一方で、CCFL から既存のコーデックス文書は十分にバイオフィューフィケーションの表示をカバーしており、新たな定義は不要という結論を基に、作業中止すべきという意見が出された。

（結論）

部会は、作業を中止することとし、第 79 回執行委員会、第 43 回総会に通知することに合意した。

議題 8：年長乳児及び年少幼児の栄養参照量

（経緯）

第 37 回部会（2015 年）において、年長乳児（6-12 か月）及び年少幼児（12-36 か月）の栄養参照量（Nutrient Reference Values - Requirements: NRVs-R）について、EWG を設置し、①年長乳児及び年少幼児の NRVs-R の設定の必要性、②設定が必要な場合、NRVs-R のパラメータ（栄養素、年齢層、スコープ（範囲））、③FAO/WHO 合同栄養専門家会議（JEMNU）への依頼の検討、④栄養表示への適用の検討について、議論することになったが、議長に立候補する国がなく、議論を延期していた。

第 39 回部会（2017 年）において、アイルランドが議長、メキシコ及び米国が共同議長

に立候補したことから、EWG での作業を継続すること、EWG では実現可能性の観点から、第 37 回部会で合意した EWG の作業内容のうち、①と④について議論することになった。

前回部会では、年長乳児及び年少幼児の NRVs-R を設定する年齢区分や関連するコーデックス文書への反映、栄養表示への適用についての CCFL への諮問案について議論された。

年齢区分は、多くのメンバー国が、年長乳児と年少幼児の二つの区分に分けることを支持していたが、対象が両区分にわたる製品に対応するため、年齢幅を統合した NRVs-R がある方がよい場合があるとの意見が出されたことから、今後、年齢幅を統合した NRVs -R を追加するかどうか決めることになった。

また、年齢幅は、6 か月から 12 か月及び 12 か月から 36 か月とすることに合意したが、年齢の境界は結論に達しなかった。

EWG の結果を受け、7 つの提言*及びプロジェクト文書が示されている。今次部会では、これらについて議論された。

※提言 1（年齢幅の標準化）、提言 2（栄養表示と NRVs-R の収載場所）、提言 3（ビタミン、ミネラル類組成の目安）、提言 4（国内規制下における栄養強調表示への適用）、提言 5（ビタミン・ミネラル類の NRVs-R）、提言 6（たんぱく質の NRV-R）、提言 7（NRVs-R 設定の優先順位）

（主な議論）

提言 1：6 か月から 12 か月までの年齢児及び 12 か月超から 36 か月まで（1 歳の誕生日の翌日から 3 歳の誕生日まで）の年齢児を対象に NRVs を設定することとされた。

提言 2 及び 4：特定された年齢層を対象とした NRVs-R の策定に関する一般原則を、「栄養表示に関するガイドライン」（CXG2-1985）に定め、NRVs-R が策定された後に、これらをどの食品に適用するか明確にするため、CXG2-1985 にどのように記載するかを検討することとされた。

提言 5 及び 6：NRVs-R の設定を検討する栄養素のリストにカリウムを追加すること、たんぱく質は検討リストに追加するがその優先度は低いこととされた。

プロジェクト文書について、作業スケジュール案の修正（2025 年の総会での採択を目指す計画）に合意した。

（結論）

議論の結果、部会は以下に合意した。

- i 修正版プロジェクト文書に示された作業計画に従って、6～36 か月児を対象とした NRVs-R の設定作業を継続する。
- ii 作業スケジュールを修正したことを、第 79 回執行委員会に情報提供する。
- iii アイルランドを議長、コスタリカ及び米国を共同議長とする EWG を設置し、6～36 か月児を対象とした NRVs-R 設定の指針とするため、a) FAO/WHO 等からの食事摂取参照量（DIRVs : Dietary Intake Reference Values）の分析に基づき、NRVs-R を導くための最も適切なアプローチ及び b) 表示のための NRVs-R の目的を盛り込んだ一般原則を作成する。

議題 9a：食品添加物の技術的正当性を検討するためのメカニズムや枠組み

(経緯)

第 38 回部会（2016 年）より、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）による評価のための食品添加物の優先リストに載せることを目的とした食品添加物の技術的正当性を評価するためのメカニズムや枠組みについて検討が行われている。

今次部会前日に物理的作業部会（議長：EU、共同議長：ロシア）が開催され、当該枠組みの質問事項 3「乳児及び幼児向け食品における添加物の使用に関するアプローチへの適合性」について議論された。さらに、当該枠組みに沿って、申請者から提出された情報を基に、キサンタンガム（INS 415）、ペクチン（INS 440）及びジェランガム（INS 418）の技術的必要性の検討が行われた。今次部会では、物理的作業部会の提言を踏まえて議論された。

(主な議論及び結論)

食品添加物の技術的必要性を評価するための枠組みにおける質問事項 3 について、提案されている食品添加物が、既に同じ製品分類への使用が認められている他の食品添加物と比較して、どのような利点を有するかという質問を含めることとし、枠組み全体が合意された。

キサンタンガム（INS 415）及びペクチン（INS 440）について、乳児向け特殊医療用調製乳への増粘剤としての使用の技術的必要性が確認された。これを踏まえ、第 43 回総会に個別規格（CXS 72-1981）に当該添加物を含める改正の採択を諮ること、及び食品添加物部会（CCFA）に対して「食品添加物に関する一般規格」（GSFA）に当該添加物を含める改正を要請することが合意された。

ジェランガムについては、申請者の説明を踏まえ、評価対象添加物は低アシル化精製ジェランガムであるとされ、議論の結果、申請者に現在認められている食品添加物と比較した利点に関する追加情報の提供を求めることとされた。

個別規格（CXS 72-1981）の一部の添加物について新しい枠組みを使って技術的正当性を見直しを行うことが提案されたことを受け、EWG を設置して、低アシル化精製ジェランガム、アスコルビン酸パルミチン酸エステル（INS 304）、ミックストコフェロール（INS307b）及びリン酸塩類（INS 339(i)、339(ii)、339(iii)、INS 340(i)、340(ii)、340(iii)) について、乳児用調製乳等への使用の技術的必要性を検討し、CCNFSDU に提言することとされた。

議題 9b：CCNFSDU 規格の食品添加物条項と「食品添加物に関する一般規格」（GSFA）の整合

(経緯)

第 40 回部会（2018 年）において、食品添加物部会（CCFA）において「個別食品規格の食品添加物条項の整合をとるための個別食品部会向けのガイダンス」が作成されたことを受け、CCNFSDU に委任されている個別食品規格における食品添加物条項と GSFA の整合作業

を進めることになった。

今次部会では、ドイツが作成した、個別食品規格の食品添加物条項の修正案を基に議論が行われた。

（主な議論及び結論）

CCNFSDU の個別規格における食品添加物条項と「食品添加物に関する一般規格」（GSFA）の記載を整合させる修正案（リン酸（INS338）を「乳幼児用穀類ベース加工食品の規格」に含める）が合意され、CCFA による検討のために送付することとされた。

「体重管理食で使用する調製食品の規格」（CXS 181-1991）及び「減量を目的とした超低エネルギー食で使用する調製食品の規格」（CXS 203-1995）の食品添加物条項及び最大使用量に関する第 51 回食品添加物部会（CCFA）からの質問について、GSFA の食品添加物条項、特に食品分類 13.4（瘦身及び減量を目的とする調製食）の食品添加物条項及び表 3 の食品添加物条項は、これらの 2 つの規格に適合した食品に適用されることを CCFA に通知することが合意された。

議題 10：CCNFSDU の作業のよりよい管理のための優先付けメカニズム

（経緯）

前回部会において、本部会の作業が滞っていることから、第 75 回執行委員会（2018 年）の要請に応じて、議長国のドイツが、これまでに完了した作業、部会で進められなかった作業、現在進行中の作業及び今後提起されそうな問題を整理した文書を作成し、当部会の作業を優先付けするような長期的な作業管理スキームを検討することに合意した。

今次部会では、ドイツが取りまとめた上記リストと、優先付けガイドライン案について議論された。

（主な議論と結論）

提案された優先付けガイドライン案及びディシジョンツリーについては概ね支持があったが、そのメカニズムは簡潔で負担の無いようにすべき等の意見もあった。

議論の結果、部会は以下に合意した。

- i. 優先順位付けメカニズムを試験導入し、その有用性を評価する。優先順位付けの枠組みは、PWG による検討と部会による最終決定の後、部会が内部で使用するための情報文書としてコーデックスのウェブサイトに掲載する。
- ii. 執行委員会に対し、優先順位付けプロセスを試験導入することを通知する。
- iii. 事務局に対し、新たな課題や新規作業提案を意見照会する回付文書（CL）の発行を要請する。
- iv. 次回会合の直前にドイツが議長を務める PWG を開催する。付託事項は以下のとおり。
 - a. 規準とプロセスの簡素化に関して、当該ガイドライン案に記載されている優先順位付けメカニズムの枠組み案を必要に応じて調整する。
 - b. メンバー国やオブザーバーに新たな課題や新規作業の提案に関する情報の提供を要請した回付文書に応じてメンバー国から出された提案を案件ごとに検討する。

議題 11: 食品及びダイエタリーサプリメントに用いるプロバイオティクスのガイドライン

(経緯)

前回部会では、国際プロバイオティクス協会 (IPA) の提案を支持することを表明していたアルゼンチンから討議文書とプロジェクト文書が提出され、新規作業の開始について議論された。プロバイオティクスの貿易が増加しており、国際的なガイドラインが必要との意見もあったが、プロジェクト文書に記載された作業内容・目的が明確ではない、本作業の必要性は現時点では低い、プロバイオティクスに関する国際的な定義についてまずは情報収集すべきとの意見も出された。

今次部会では、アルゼンチンが前回部会の議論を踏まえて修正した討議文書及びプロジェクト文書について議論された。

(主な議論)

アルゼンチンが、食品及びダイエタリーサプリメントの原材料として使用する生きた菌株 (プロバイオティクス) について、定義、特性評価の最小要件、安全、品質及び表示の基準を設定したガイドラインの必要性を説明した。

新規作業の開始に関しては、ガイドラインは、FAO 及び WHO の定義及びガイドラインを考慮して策定可能である、原材料としてのプロバイオティクスの使用に焦点を当てるべき、規制の調和に取り組むべき等、支持する意見があった一方、既にコーデックスの他の規格とガイドラインでカバー出来ている等の反対意見もあった。

(結論)

部会は、アルゼンチン及びマレーシアが提案書を修正し、優先順位付けに関する PWG で検討するため、優先順位付けメカニズム (議題 10 参照) に従って提出することに合意した。

議題 12 : 栄養プロファイル設定のための一般ガイドライン

(経緯)

第 44 回 CCFL (2017 年) において、コスタリカ及びニュージーランドの提案による包装前面の栄養表示 (Front-of-Pack Nutrition Labelling: FOPNL) に関する新規作業を開始することに合意し、CCFL から CCNFSU に対し、CCNFSU が CCFL の作業にどのように貢献できるか検討するよう求められ、第 39 回部会 (2017 年) において、コスタリカ及びパラグアイより、FOPNL の作業を補完する栄養プロファイルの設定に関する一般ガイドラインの策定の新規作業が提案された。

前回部会では、新規作業の開始については、WHO 等の出版物における様々な栄養プロファイルモデルをまとめるところから開始すべき、時期尚早等の意見が出され、WHO からは、WHO がまとめた既存の栄養プロファイルモデルに関するカタログを喜んで共有する旨示された。議論の結果、アルゼンチン及びコスタリカが栄養プロファイルの一覧表をまとめ、今次部会での検討のための討議文書を作成することに合意した。また、米国が本作業を手伝う旨申し出た。

コスタリカ及びパラグアイは、既存の栄養プロファイルモデル (NPM) をまとめたデータベースを基に、FOPNL 開発に特化した NPM のデータベースを作成し、栄養プロファイル作成のためのガイドラインの新規作業は必要との結論の下、討議文書及びプロジェクト文書を作成し、今次部会に提示した。

(主な議論)

部会は、FOPNL で使用するための栄養プロファイルを確立するためにガイダンスを策定することは有用であり、このガイダンスは CCFL での FOPNL の作業を補完することに留意した。

今次部会の文書にまとめられたこれまでの作業に関して、以下のような意見があった。

- ・作業の範囲を、CCFL の作業と適切に一致するように、明確に定める必要がある。
- ・栄養プロファイルモデルと FOPNL との間の関連性を明確にする必要がある。
- ・栄養プロファイリングの重要性と、利用可能な多くの作業は科学に基づくことを認識することが重要である。
- ・本作業は、健康強調表示に有用で一般的な健康ガイドラインのための重要なツールともなるガイドラインを提供しうる。 等

事務局からは、2020 年の CCFL と CCNFSDU 会合の開催時期が近い(それぞれ 10 月と 11 月)、FOPNL に関する EWG の議長との緊密な連携が必要であるとの助言があった。

WHO からは、部会が、EWG を通じて、栄養プロファイルの一般ガイドラインを作成するための原則を策定しようとしているならば、CCFL における FOPNL の作業を考慮する必要があるとの指摘があった。

(結論)

部会は、以下に合意した。

- i. コスタリカを議長、パラグアイ、EU 及び米国を共同議長とする EWG を設置し、
 - a) 第 41 回 CCNFSDU の討議文書及びプロジェクト文書を分析し、
 - b) 包装前面の栄養表示に使用する栄養プロファイルの作成に関する一般的なガイドラインを策定するための討議文書及びプロジェクト文書を作成する。
- ii. CCNFSDU での議論を CCFL に情報提供し、CCNFSDU の栄養プロファイルに関する作業が CCFL の FOPNL の作業をどの程度サポートできるか、またどの程度考慮されるかについて CCFL に確認する。

議題 13 : その他の事項及び今後の作業

○分析法

会期中 WG の提言 (CRD52) を基に議論が行われた。

<食物繊維>

部会は、「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン」(CXG 23-1997)における食物繊維に関する強調表示の条件に適用されるタイプ I の分析方法について、AOAC 2009.01/AACC Int1 32-45.01 を ICC Standard No. 185/AOAC 2017.16 に置き換えること

を CCMAS に提出することで合意した。

＜乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格 (CXS 72-1981) の分析法＞

部会は次のことに合意した。

- ・ CCMAS に対し、以下の分析方法を、CXS234-1999 においてタイプⅡとすることの承認を求める。
 - i. チアミン、リボフラビン、ナイアシン及びビタミン B6 に対する AOAC 2015. 14 / ISO DIS 21470;
 - ii. コリン及びカルニチンに対する AOAC 2015. 10 / ISO DIS 21468;
 - iii. β -カロテン及びリコピンに対する AOAC 2016. 13 / ISO 23443;
 - iv. フルクタンに対する AOAC 2016 17 / ISO DIS 22579 | IDF 241;
 - v. ビオチンに対する AOAC 2016. 02 / ISO DIS 23305
- ・ CCMAS に対し、これの栄養素に関する現行のタイプⅡの分析方法をタイプⅢとして残すよう要請する。
- ・ CCMAS に対し、カルシウム、銅、鉄、マグネシウム、マンガン、リン、カリウム、ナトリウム及び亜鉛に対する分析法である AOAC 2011. 14/ISO 15151|IDF 229 をタイプⅢ法として CXS234-1999 に含めることが可能であることを情報提供する。

＜微生物学的方法＞

部会は、ニコチンアミド、ナイアシン、パントテン酸、ピリドキシン、コバラミン、及びビタミン D の微生物学的方法は現在も使用されていることを CCMAS に通知し、これらの方法を保持することに合意した。

＜フォローアップフォーミュラに関する規格 (CXS 156 -1987) の分析法＞

部会は、ビタミン K のタイプⅡ分析法である AOAC 999.15/EN 14148 を AOAC 2015.09/ ISO 21446 に置き換えることを CCMAS に通知することに合意した。

○栄養及び健康強調表示された食品の認定に関するガイドラインの策定（韓国提案）

時間がなく、議論は行われず、当該提案は、第 42 回 CCNFSDU における検討のため優先順位付けメカニズム(議題 10 参照)に従い、再提出されるべきとされた。

議題 14 : 次回会合の日程及び開催地

次回第 42 回会合については、2020 年 11 月 23 日から 27 日に開催予定である旨報告された。

栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）の作業と今後のアクション

責任部局	目的	事項	規格等	ステップ
第 79 回執行委員会 第 43 回総会	採択	フォローアップフォーミュラ規格の見直し： セクション B: 範囲、定義、表示	CXS 156- 1987	5
		RUTF ガイドライン原案	-	5
		キサンタンガム (INS 415) 及びペクチン (INS 440) の規定	CXS 72- 1981	-
	中止	TFA フリー表示の要件	CXG 2 - 1985	-
		バイオフォーティフィケーションの定義	-	-
第 79 回執行委員会	情報 提供	作業スケジュールの改訂： (i) フォローアップフォーミュラ規格の見直し (ii) 6～36 ヶ月児を対象とした NRVs-R	CXG 2 - 1985 CXS 156 - 1987	-
		優先順位付けメカニズム	-	-
第 42 回 CCNFSDU	留め 置き	フォローアップフォーミュラ規格の見直し： セクション A: 範囲、説明、表示 並びに セクション A 及びセクション B の必須構成要件	CXS 156- 1987	7
	討議	フォローアップフォーミュラ規格の見直し： 残りの項目		4
第 46 回 CCFL	情報 提供/ 承認	フォローアップフォーミュラ規格の見直し： (i) セクション A の表示規定： セクション 9.2.2、9.4.1 及び 9.6.5 (ii) セクション B の表示規定	CXS 156- 1987	7
				5
		RUTF ガイドライン原案の表示規定	-	5
第 46 回 CCFL 及び第 27 回 CCFO	情報 提供	TFA フリー表示要件のための作業 TFAs/PHOs のリスク管理オプション	-	-
第 46 回 CCFL	情報 提供/ 助言	CCNFSDU の栄養プロファイルに関する作業が、 CCFL の FOPNL に関する作業をサポート出来る 範囲に関する助言	-	-

第 41 回 CCMAS	策定/ 助言/ 承認	CXS72 における 9 つのミネラル測定のための タイプⅢ法の性能規準	CXS 234 - 1999	-
		「栄養素を添加した年少幼児向け飲料／製 品」／「年少幼児向け飲料」における甘味計測 法	CXS 156- 1987	
		各種規格における規定の分析方法	CXS 72 - 1981 CXG 23 - 1997 CXS 156 - 1987	
第 52 回 CCFA	情報 提供/ アク ショ ン	RUTF のガイドライン原案	-	5
		CXS 72 及び GSFA 食品カテゴリー13.1.3 にお けるキサンタンガムとペクチン		-
		CCNFSDU 規格における食品添加物規定の整合		-
		CXS 181 及び CXS 203 における食品添加物の 規定		-
EWG(ニュージーラン ド、フランス、イン ドネシア) 第 42 回 CCNFSDU	起草	フォローアップフォーミュラ規格の見直し： 「栄養素を添加した年少幼児向け飲料／製 品」／「年少幼児向け飲料」の定義 及び 窒素-たんぱく質換算係数	CXS 156 -1987	6
EWG (アイルランド、 コスタリカ、米国) 第 42 回 CCNFSDU	起草	6～36 ヶ月児を対象とした NRVs-R 設定に関す る一般原則	CXG 2 - 1985	2/3
EWG (EU 及びロシア) 第 42 回 CCNFSDU	討議	食品添加物の技術的正当性	-	-
PWG (ドイツ) 第 42 回 CCNFSDU	修正/ 見直 し	優先順位付けメカニズム/新たな課題又は新 規作業提案	-	-
EWG(コスタリカ、パ ラグアイ、EU、米国) 第 42 回 CCNFSDU	討議	栄養プロファイルに関する一般ガイドライン	-	-
アルゼンチンとマレ ーシア / 優先順位付けに関す る PWG 第 42 回 CCNFSDU	討議	食品及びダイエタリーサプリメントに用いる プロバイオティクスのガイドライン	-	-

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 7 回薬剤耐性に関する特別部会

日時 2019 年 12 月 9 日（月）～12 月 13 日（金）
場所：ピョンチャン（韓国）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO、WHO 及び OIE から提起された事項
4	その他の国際機関から提起された事項
5	AMR の最小化及び抑制のための実施規範改定原案（ステップ 4）
6	AMR の統合的なサーベイランスに関する指針原案（ステップ 4）
7	その他の事項
8	次回会合の日程及び開催地
9	報告書の採択

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 7 回薬剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) の報告書**

1. 日時 2019 年 12 月 9 日 (月) ～12 月 13 日 (金)
2. 場所 韓国 (ピョンチャン) アルペンシアリゾート

3. 出席者

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 調査官 石橋 朋子
 農林水産省動物医薬品検査所 上席主任研究官 小澤 真名緒
 農林水産省動物医薬品検査所 検査員 古谷 ゆかり
 内閣府食品安全委員会事務局 課長補佐 青山 葉子

4. 概要

第 7 回 TFAMR が 2019 年 12 月 9 日～13 日、韓国 (ピョンチャン) にて開催された。会議は、49 加盟国及び 1 加盟機関 (EU) の代表団並びに 16 オブザーバー機関から約 190 名の出席者を得て、ソウル大学の Sangryeol Ryu 博士を議長として進行された。

なお、49 加盟国の詳細は以下のとおり。

アジア：バングラデシュ、中国、インド、インドネシア、日本、マレーシア、韓国、シンガポール、タイ (9 か国)

大洋州：豪州、ニュージーランド (2 か国)

北米：米国、カナダ (2 か国)

中南米：アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタリカ、エクアドル、ジャマイカ、ニカラグア、パラグアイ、ウルグアイ (9 か国)

欧州：デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、カザフスタン、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ロシア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国 (16 か国)

アフリカ：カメルーン、エジプト、エスワティニ、ガーナ、ケニア、モロッコ、ナイジェリア、セネガル、スーダン、ウガンダ、タンザニア (11 か国)

開会

議長の開会宣言に続き、韓国政府を代表して食品・医薬品安全省大臣 Lee Eui Kyung 博士及び江原道知事 Choi Moon-soon 氏より歓迎の辞等が述べられた。さらに、FAO 事務局長 Qu Dongyu 博士、WHO 事務局長 Tedros Adhanom Ghebreyesus 博士からビデオメッセージで挨拶が述べられた。

議題 1. 議題の採択

議題は仮議題どおり採択された。

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

コーデックス事務局より、CX/AMR 19/7/2 に沿って説明があった。

1) 2019 年 7 月の第 77 回コーデックス執行委員会での提言

- ①TFAMR が与えられた時間枠内で付託された作業を終えるため、コンセンサスを得てステップを前に進めるよう奨励された。
- ②TFAMR が作業を完了するためには 4 会合が必要となる可能性（2021 年第 44 回コーデックス総会での採択を想定）があると留意された。
- ③本作業は緊急の公衆衛生トピックに対応するものであり、国際的に優先度が高い取組に関連するものであると強調された。

2) 第 51 回コーデックス残留農薬部会での提言

FAO が加盟国（特に低～中所得国）に対し、FAO/WHO(OIE)合同食品由来薬剤耐性（AMR）専門家会合（環境、作物及び殺生物剤の役割：2018 年 6 月）のフォローアップに貢献するため、農業における抗菌剤の使用量データを提出するよう奨励した。

議題 3. FAO、WHO 及び OIE から提起された事項

FAO、WHO 及び OIE より、CX/AMR 19/7/3 に沿って AMR に関する最近の活動内容の報告がなされ、さらにサイドイベントにおいて活動内容の詳細が報告された。

主な報告事項は以下のとおり。

1) FAO/WHO（OIE との協力を含む）によるコーデックスへの科学的助言の提供

コーデックス食品残留動物用医薬品部会からの要請に応じて、FAO 及び WHO は 2019 年 1 月にステークホルダー協議及びエキスパート会合を行い、飼料中の動物用医薬品の残存（carryover）による、動物由来食品中への非意図的残留を低減するための科学的助言とリスク管理オプションを提供。

2) 食品由来 AMR に関する FAO/OIE/WHO（三者機関）からの報告

- ①FAO/OIE/WHO の三者機関は 2018 年 5 月の覚書の更新後、共同で実施する AMR 活動を含む 2 年間の作業計画を策定した。
- ②国連の AMR に関する組織間連携委員会（IACG）の報告書が 2019 年 4 月に国連事務総長に提出され、IACG がその使命を終えた。
- ③FAO/OIE/WHO が、IACG からの勧告事項を含む AMR 課題に対する世界的な対応を調整するため、WHO 内に常設の三者機関共同事務局を設立した。

3) FAO/WHO/OIE の個別の取組

①FAO からの報告

- ・適正動物飼養に関する実施規範（CXC 54-2004）を実行するためのマニュアル「FAO/IFIF (International Feed Industry Federation) Good Practices for the Feed Industry」を作成したことを報告。
- ・アジア及びアフリカ地域の検査機関の能力評価ツールを紹介。
- ・International Feed Regulators Meeting における AMR 議題の紹介。

②WHO からの報告

- ・三者機関でグローバルアクションプランのモニタリング及び評価のための指標を作成したことを報告。
- ・各国のアクションプランの策定と実行に関する Tripartite Annual Self-assessment Survey の実施状況の報告。
- ・人医療上重要な抗菌剤リスト（CIA リスト、隔年で更新）を作成したことを報告。
- ・人・フードチェーン及び環境由来 ESBL 産生大腸菌のサーベイランスプロジェクト（Tricycle ESBL *E.coli* surveillance project）（2020 年 1 月に結果報告予定）の紹介。

③OIE からの報告

- ・動物における抗菌剤の使用量調査（OIE Global Database）について、2017 年の第 3 回調査には OIE 加盟国 153 か国（85%）及び非加盟国 2 か国が参加し、特筆すべき事項として、抗菌剤を成長促進目的で使用している国の割合が 29%であったことの報告。
- ・OIE の獣医組織評価（PVS）及び本 TFAMR で改定している実施規範に密接に関係する陸生動物衛生規約第 6.10 章等の紹介。

議題 4. その他の国際機関から提起された事項

コーデックス事務局から以下の報告があった。

- 1) 経済協力開発機構（OECD）が AMR に関する経済分析を実施していることの説明
- 2) 世界税関機構における抗菌薬を含む医薬品の違法貿易に関する取組の説明

議題 5. AMR の最小化及び抑制のための実施規範（CXC 61-2005）改定原案（ステップ 4）

CXC61-2005 改定に関する電子作業部会（EWG）（第 6 回 TFAMR で継続が決定。）及び物理的作業部会（PWG）（2019 年 12 月 7 日実施。）の議長（米国）より、それぞれの WG での主な議論が紹介された後、議場配布資料（CRD）2（EWG の議論を踏まえて提出された実施規範（COP）改定案（CX/AMR 19/7/5）を PWG において更に修正したもの）を用いて、以下のとおり議論が行われた。

第6回 TFAMR では medically important antimicrobials(MIA)を定義し、MIA については他の antimicrobials とは異なる一定の厳しい措置を講じる、という基本的な考え方を前提として議論が進んだが、本会合では、一部の加盟国が MIA に限定せず全 antimicrobials を対象とすべきと主張した。そのため、実行可能性と科学的根拠を考慮し、一定の措置は MIA に限定するべきとする加盟国との間で、実施規範の基本的な考え方についての議論に多くの時間を費やした。最終的には、第6回 TFAMR で実質合意されていた MIA の定義を一部修正した上で、一定の厳しい措置は MIA に限定することで合意した。

主な個別の論点は以下のとおり。

1) Medically Important Antimicrobial (人医療上重要な抗菌剤) の定義

- ・ 第6回 TFAMR で実質合意されていた定義に対し、一部の加盟国が、動物のみに使用される抗菌剤の中にも人医療上重要な抗菌剤に対する cross-resistance 及び co-resistance を持つ抗菌剤が存在するとして、定義の再検討を求めた。
- ・ 定義が引用している WHO CIA リストは作成時に cross-resistance は考慮済みであること、また、定義が引用しているコーデックスのリスク分析ガイドライン (CAG/GL 77-2011) のリスク評価には cross-resistance 及び co-resistance の考慮が含まれていることから、最終的には WHO CIA リストへの言及の箇所に classes を挿入する等の修正を行い、以下の案で合意した。

Antimicrobial agents important for therapeutic use in humans, taking into account the WHO list of critically important antimicrobials for human medicine, including the classes described in the Annex of the “*List of Medically Important Antimicrobials, categorized as Critically Important, Highly Important, and Important*”, or equivalent criteria established in a national list, where available. It does not include ionophores or other agents determined not to be a foodborne AMR risk consistent with CXG 77-2011.

2) Principle 1bis: 動植物衛生上の考慮に関する原則

- ・ 日本からの提案で、本実施規範はコーデックスのマנדートに従い、食品安全の観点から作成するものであり、動植物衛生の観点では OIE 等の基準を参照することが必要であると明記すべきとし、以下の案が採択された。

Considering that this document is to provide risk management guidance to address foodborne AMR risks to human health, for animal health and plant health aspects, relevant OIE and IPPC standards should be considered.

3) Principle 5: 成長促進目的での使用に関する原則

- ・ 成長促進目的での使用について、CRD2 の記載案から **medically important** を削除して全ての抗菌剤について、そのような使用は **prudent use** ではないとすべきと主張する加盟国と、**medically important antimicrobials (MIA)** に限定して、そのような使用は **prudent use** ではないとし、その他の抗菌剤について使用する場合にはリスク分析を行うことを求めるのが妥当と主張する加盟国との間で議論となった。最終的に、一部加盟国が保留したものの、記載案（下記）が採択された。

Responsible and prudent use of antimicrobial agents does not include the use for growth promotion of antimicrobial agents that are considered medically important. Antimicrobial agents that are not considered medically important should not be used for growth promotion unless potential risks to human health have been evaluated through procedures consistent with the Guidelines for Risk Analysis of Foodborne Antimicrobial Resistance CXG 77-2011.

4) Principle 7: 予防的使用に関する原則

- ・ Principle 5 と同じように、一部の加盟国は全ての抗菌剤は原則的に予防（prevention/prophylaxis）目的で使われるべきではないとし、原案から **medically important** を削除すべきと主張した。一方、他の加盟国は予防的使用を慎重に行う必要性に同意しつつも、厳しい措置を全ての抗菌剤に拡大することには反対した。一部の加盟国が保留したものの、以下の妥協案で合意された。

Medically important antimicrobials should only be administered or applied for prevention/prophylaxis where professional oversight has identified well-defined and exceptional circumstances, appropriate dose and duration, based on clinical and epidemiological knowledge, consistent with the label, and in line with national legislation. Countries could use additional risk management measures for medically important antimicrobials considered highest priority critically important as described in the *WHO list of critically important antimicrobials for Human Medicine*, the *OIE list of Antimicrobial Agents of Veterinary importance*, or national lists, where available, including restrictions proportionate to risk and supported by scientific evidence.

5) Para 68: 消費者とのコミュニケーション

- ・ 日本からの提案で、消費者に向けた情報はあくまで科学的であるべきとし、**science-based** を追加した以下の案で合意された。

Government, food industry and other stakeholders along the food chain should inform

and educate consumers on the risks of foodborne illness, including infections with resistant microorganisms and ways to minimize the risk of infection.

Some aspects to consider when communicating to consumers are:

- Identifying all the stakeholders and having a common message;
- Providing information that is science-based, clear, accessible, and targeted to a non-scientific audience;
- Considering local characteristics that affect how risks are perceived (e.g. religious belief, traditions).

Various manuals from international organizations, such as the FAO, WHO and OIE can be used as tools to assist in awareness raising for consumers on how to minimize foodborne bacteria in their food

今回の議論を経て、修正されたドラフトは、次回の第 43 回コーデックス総会にステップ 5 で予備採択を諮ることが合意された。ただし、保留となった 2 か所（Therapeutic use の定義と principle 6）については、EWG で議論することとなった。

議題 6. AMR の統合的なサーベイランスに関する指針原案（ステップ 4）

統合的なサーベイランスに関する EWG（第 6 回 TFAMR で継続実施が決定。）及び PWG（2019 年 12 月 8 日実施。）の議長（オランダ）よりそれぞれの WG での主な議論について説明があった。今回は時間がなく、具体的な内容についての討議は行われなかったため、ステップ 2/3 に戻し、次回の TFAMR でステップ 4 として再度議論することとなった。これに先駆け、今後は EWG にて CRD3（指針案（CX/AMR 19/7/6）を PWG での議論を踏まえて修正したもの）に基づき議論を進めることが合意された。

議題 7. その他の事項

特段提起された事項はなかった。

議題 8. 次回の会合の日程

議長から、次回の第 8 回 TFAMR は 2020 年 12 月（暫定）に開催されるとの報告があった。また、第 8 回 TFAMR の開催に合わせて PWG が開催される可能性があるとのこと。

議題 9. 報告書の採択

最終日会議開催前に報告書案（DRAFT REP20/AMR）がコーデックスの第 7 回 TFAMR

のウェブサイトアップロードされ、議場においては紙媒体が配布された。出席者で報告書案をパラグラフ毎に確認し、必要な修正を行い、採択された。

(参考)

薬剤耐性に関する特別部会（TFAMR）の作業と今後のアクション

作業部会	ステップ	次のアクション
「薬剤耐性の最小化及び抑制のための実施規範（CXC 61-2005）」の改定原案	5	・ 電子的作業部会（ブラケットとなっている部分の検討に限る） （議長：米国、共同議長：チリ、中国、ケニア、英国） ・ 第8回 TFAMR（併せて物理的作業部会が開催される可能性あり）
AMR の統合的なサーベイランスに関する指針原案	2 / 3	・ 電子的作業部会 （議長：オランダ、共同議長：カナダ、チリ、中国、ニュージーランド） ・ 第8回 TFAMR（併せて物理的作業部会が開催される可能性あり）

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 32 回一般原則部会

日時：2020 年 3 月 23 日（月）～3 月 27 日（金）

場所：ボルドー（フランス）

仮議題

1	議題の採択
2	本部会への付託事項
3	一般原則部会（CCGP）の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報
4	電子的なコミュニケーションのみによる部会（Committee working by correspondence、CWBC）の手続きガイダンス
5	コーデックス文書の改定（revisions）／修正（amendments）
6	コーデックス手続きマニュアルの様式及び構成
7	コーデックス規格の使用の監視に関する討議文書
8	持続可能な開発目標（SDGs）の観点でのコーデックスの結果の監視に関する討議文書
9	その他の事項
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

第 32 回一般原則部会（CCGP）の主な検討議題

日時：2020 年 3 月 23 日（月）～3 月 27 日（金）

場所：ボルドー（フランス）

主要議題の検討内容

仮議題 1. 議題の採択

（対処方針）

仮議題を本部会の議題として採択するものである。各議題において十分な議論ができるよう、対処したい。

仮議題 2. 本部会への付託事項

（対処方針）

総会及び他部会から付託された、又は関連する事項についてコーデックス事務局より情報提供される。情報収集に努め、対処したい。

仮議題 3. CCGP の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報

（対処方針）

FAO と WHO が最近行った CCGP に関連する活動について情報提供される。情報収集に努め、対処したい。

仮議題 4. 電子的なコミュニケーションのみによる部会（Committee working by correspondence、CWBC）の手続きガイドンス

（経緯）

第 41 回総会（2018 年 7 月）は、CCGP に対し、手続きマニュアル中の関連する既存のガイドンスに基づいて、電子的なコミュニケーションのみによる部会（CWBC）の進め方や運営に関する手続きのガイドンスを検討するよう要請した。前回第 31 回部会（2019 年 3 月）では、この要請事項に基づき、事務局が作成するガイドンス原案に基づいて議論を行う予定となっていたが、FAO 及び WHO の法律部門から、手続きに係る具体的な問題を精査する初めての機会であるとして、特に手続き的な課題に焦点を当てた討議文書が提示され、オープンな意見交換が行われた。多くの国から、CWBC の中止には反対する意見が出された。また CWBC で作業を行うための手続きガイドンスの作成が必要であり、CCGP においてその作業を始めるべきとの意見や、FAO/WHO の法律部門からの助言を踏まえ、CWBC で取り扱うことができる作業の種類を特定するために、更なる作業が必要であるとの意見が出された。部会は、ニュージーランドを議長、米国、ドイツ、日本を共同議長とする電子作業部会を設置し、FAO・WHO 法律部門が提示した作業文書（CX/GP 19/31/3）及び第 31 回部会におけるコメントを考慮しつつ、①CWBC によって行われるのに適した作業を特定するクライテリアと手続きガイドンスを作成する、また②CWBC の手続きの変更が必要かどうかを検討し、

必要に応じて部会に提言する作業を行い、次回第 32 回部会に報告することに合意した。

電子作業部会では、具体的な手続きガイダンスを作成するのが適切と考えられる分野を下記 i～ix のとおり特定し、また手続きガイダンスに含めるべき内容を取りまとめた。但し、CWBC において投票をどのように扱うか、またホスト国がどの程度作業文書やコメントの翻訳に係る費用を負担すべきかについては意見がわかれている。

- i. CWBC で行うのが適切な作業の規準
- ii. CWBC の議長（及び共同議長やラポーター）の役割
- iii. コーデックス事務局の役割
- iv. コーデックスの部会の役割（活動中か、休会中か）
- v. コミュニケーションと包括性（inclusiveness）一言語と翻訳
- vi. メンバーシップと代表団の資格（本人確認と権限）
- vii. 定足数の決定（部会での決定前）
- viii. 規格・関連文書のステッププロセスを進めること、コンセンサス形成、懸念の報告（あるいは留保）、及び投票
- ix. 総会への報告

今回の CCGP では、電子作業部会からの報告を踏まえ、手続きガイダンスの内容についてさらに検討するとともに、今後の進め方を議論する予定。

（対処方針）

CWBC の手続きガイダンスの作成にあたっては、以下の立場で対処したい。

- ・ 部会の運営・進行は、コーデックスの基本的価値観（「協力」、「包括性」、「コンセンサス形成」、「透明性」）と手続きマニュアルを遵守して行うべきことから、物理的な会合の開催を原則とすべき。
- ・ CWBC を適用するか否かの決定においては、活動中の部会の所掌に該当する作業は適用外とすること、また休会中の部会でも物理的な会合の開催が可能な場合は適用外とすること等、真に必要な場合に限ることを明確化すべき。
- ・ CWBC を適用する場合、活動中の部会と同等の運営・進行ルールが担保されるようにすべき。但し、投票については、物理的な会合での投票手続きは不正な投票行為等がないよう慎重に進められるが、CWBC の投票手続きにおいて同等のレベルが確保されるのか懸念があること、技術的な問題の発生等 CWBC には物理的会合にはないリスクがありうること、また部会レベルにおける投票はルール上可能であるものの現状では行われていないことを踏まえ、CWBC においては適用外とすべき。

仮議題 5. コーデックス文書の改定 (revisions) / 修正 (amendments)

（経緯）

前回第 31 回部会（2019 年 3 月）において、コーデックス事務局より、コーデックス規格の「改定 (revision)」と「修正 (amendment)」の区別が実用的ではなく、その改善を図るため、コーデックス規格の改定/修正の履歴情報がわかる新しいナンバリングシステムを導入したい、また特に休会中の部会及び特別部会において、改定/修正の提案手続きの検討を行いたいとの発言があった。一部のメンバーから、執行委員会で議論することが要請されたが、執行委員会は多くの作業を抱えているため直近の執行委員会には提出せず、より詳

細な討議文書をコーデックス事務局が用意して、次回部会に提出するとの発言があった。

(対処方針)

資料未着。提案を聴取し、より良い見直しとなるよう対応したい。

仮議題 6. コーデックス手続きマニュアルの様式及び構成

(経緯)

前回第 31 回部会（2019 年 3 月）において、コーデックス事務局より、コーデックス手続きマニュアルをより利用しやすく、オンラインバージョンを活用して検索しやすくすることを検討しており、次回部会の議題に含めたいとの提案があった。一部のメンバーより、手続きマニュアルの内容を削ったり中身を何か変えたりするのかと懸念の声が上がったが、コーデックス事務局から、内容は何も変えず、使いにくいので少し構成を変える等して利用しやすくすることを検討したいとの説明があった。今回の部会は、コーデックス事務局が用意した文書に基づいて議論される予定。

(対処方針)

資料未着。提案を聴取し、手続きマニュアルの内容は変更せずにより利用しやすいものとなるよう対応したい。

仮議題 7. コーデックス規格の使用の監視に関する討議文書

(経緯)

前回第 31 回部会において、フランス政府が CCGP で今後取組むことが可能な作業の一つとして、「コーデックス規格の適用のための監視（observation）の構造」について提案した。部会では、様々な意見が出されたが、本件は重要なトピックであること、また問題のより詳細な分析を行うことに価値はあるものの、議論を進展する前に慎重な検討が必要という点には合意があったことから、フランス政府が他の関心国とともに第 31 回部会で出されたコメントを考慮して「コーデックス規格の使用の監視に関する作業文書」を作成し、次回部会で議論することになった。

フランスの用意した作業文書では、他の国際機関の状況、コーデックスで行われてきた活動、昨秋開催された 6 つの地域調整部会における議論、さらに現在利用可能なデータソースに関する状況について整理した上で、下記について提言している。

提言 1：「使用」の用語を定義する。あるいは関連する使用の方法を特定する。

提言 2：既存のデータをリスト化するための方法を確立し、主要なギャップを特定する。

例えば、規格毎に利用可能なデータがあるかどうか判断し、該当する場合はそのデータの性質とデータソースをスプレッドシートに整理する。コーデックス事務局、メンバー国、その他の関係者からも情報を収集する。作業量が多いため、関連する規格をグループ化する、またいくつかの規格を選び試用する等のアプローチをとる。

提言 3：提言 2 によりデータが特定されていない規格を調査し、この要因はこのような規格が使用されていないことによるものなのか、さらにデータを収集すべきなのかを判断する。

提言 4：各提言の実施方法については、地域調整部会でも指摘されているように追加のクエスチョネアの送付は適当ではないため、例えば、コーデックス事務局が作業を行う（追加スタッフが必要な可能性）、電子作業部会を設置して作業を行う、FAO の統計部門のような専門家組織にこの作業を委任する、大量のデータの加工を進め、異なる情報の解釈にかかる課題に取り組むため、学術機関の協力を得て新しい情報通信技術の活用を検討する等のオプションを検討する。

提言 5：他の国際機関との相乗効果を検討する。特に、FAO 及び WHO とともにコーデックス事務局が OECD による「効果的な国際ルール策定のパートナーシップ」に参加する、他の国際機関で導入されているメカニズムからの課題を学ぶ、OIE で行われている試験研究から参考になりそうな事例を検証する。

提言 6：CCGP は、この問題の調査の結果をコーデックス戦略計画 2020-2025 の目的 3.3 「コーデックス規格の影響を測るためのメカニズムの開発を進める」の一部として、戦略計画の年間進捗報告書への記載を提案する。

（対処方針）

提言の作業を進めるにあたり、「使用」の定義を整理することは重要であるが、大量の情報をどのように整理するか、また膨大な作業量のための追加的リソースをどのように確保するか等の課題も多く、慎重な検討が必要との立場の下、対処したい。

仮議題 8. 持続可能な開発目標（SDGs）の観点でのコーデックスの結果の監視に関する討議文書

（経緯）

第 74 回執行委員会（2017 年）においてコーデックスにおける SDGs への貢献が調査された際、SDGs の目標 2（飢餓をゼロに）、目標 3（すべての人に健康と福祉を）、目標 12（つくる責任、つかう責任）、目標 17（パートナーシップで目標を達成しよう）について、コーデックスの役割が重要であることが明らかになり、コーデックス戦略計画（2020-2025）においてもコーデックスと SDGs との関係を含めることになった。前回第 31 回部会（2019 年 3 月）において、フランスから、コーデックス戦略計画の実施状況の監視の一つとして、SDGs のこれらの目標へのコーデックスの貢献を示すための指標を CCGP において検討することが提案された。前回部会では、コーデックス、また CCGP で行うべき作業かどうかの観点で否定的な意見も出されたが、コーデックス総会議長と事務局が国連経済社会理事会から、コーデックスではどのように SDGs の達成を実施するのか情報を提供しよう要請を毎年受けているという現状や、CCGP 議長からの、SDGs の達成に向けた進捗状況を監視することは CCGP の仕事ではないが、コーデックス規格の貢献を表すことのできる指標の提案は CCGP の作業範囲内になり得るとの指摘を踏まえ、次回の部会において、フランスが用意する作業文書に基づき議論することになった。

（対処方針）

資料未着。提案を聴取し、必要な作業は CCGP の TOR の範囲内で行うべきとの立場の下、対応したい。

仮議題 9. その他の事項

(対処方針)

適宜対処したい。

仮議題 10. 次回会合の日程及び開催地

(対処方針)

適宜対処したい。

仮議題 11. 報告書の採択

(対処方針)

各議題の議論の結果が適切に反映されるよう対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 52 回残留農薬部会

日時：2020 年 3 月 30 日（月）～4 月 4 日（土）

場所：広州（中華人民共和国）

仮議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4(a)	FAO/WHO からの関心事項
4(b)	その他国際機関からの関心事項
5(a)	2019 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における一般的検討事項の報告
5(b)	コーデックス残留農薬部会（CCPR）で生じた特定の懸案に対する 2019 年 JMPR の回答
6	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値（MRL）案（ステップ 7）及び原案（ステップ 4）
7	食品及び飼料のコーデックス分類（CXM 4/1989）の改訂
7(a)	クラス C - 飼料（ステップ 4）（fodder に関連する課題を含む） タイプ 11：植物由来の飼料（一次） グループ 050：マメ科の飼料 グループ 051：穀類及びイネ科牧草（疑穀類を含む）の飼料 グループ 052：その他の飼料
7(b)	クラス D - 植物由来の加工食品（ステップ 4） すべてのタイプ

7(c)	Table「クラス C 及びクラス D 品目の各タイプの食品群の代表作物の選定例」の原案（食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンス（CXG 84-2012）の添付資料）（ステップ 4）
7(d)	クラス C 及びクラス D 品目の改訂によるコーデックス MRL（CXL）に対する影響
7(e)	クラス B - 動物由来の一次産品 CCPR 及びコーデックス食品残留動物用医薬品部会（CCRVDf）におけるほ乳類由来の肉類の農薬最大残留基準値（MRL）の調和
7(f)	クラス A 品目の改訂による CXL に対する影響
8	健康への悪影響への懸念が低く、CXL の設定を免除し得る物質に関するガイドライン原案
9	残留農薬の特定や定量のための質量分析計利用に関するガイドライン（CXG 56-2005）の改訂の可能性に関する討議文書
10	長期保存における複数の農薬を含んだ認証標準物質（CRM）の純度及び安定性のモニタリングに関する討議文書
11	国際短期推定摂取量（IESTI）の計算方法の見直しに関する討議文書
12	新規化合物の国際レビューにおける JMPR の参画の可能性及び課題に関する討議文書
13	定期的再評価時にデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理に関する討議文書
14	各国の農薬登録の情報
15	農薬のコーデックススケジュールと優先度リストの策定
16	その他の事項及び今後の作業
17	次回会合の日程及び開催地
18	報告書の採択



Food and Agriculture
Organization of the
United Nations



World Health
Organization

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

7 June 2019 **World Food Safety Day**

Food safety, everyone's business



A Guide to World Food Safety Day 2019

Get Started!

The first ever World Food Safety Day (WFSD) will be celebrated on 7 June 2019 to draw attention and inspire action to help prevent, detect and manage foodborne risks, contributing to food security, human health, economic prosperity, agriculture, market access, tourism and sustainable development.

Theme

“Food safety, everyone's business”

Everyone has the right to safe, nutritious and sufficient food. Still today, almost one in ten people in the world fall ill after eating contaminated food. When food is not safe, children cannot learn, adults cannot work. Human development cannot take place.

Safe food is critical to promoting health and ending hunger, two of the primary goals of the 2030 Agenda. There is no food security without food safety and in a world where the food supply chain has become more complex, any adverse food safety incident may have global negative effects on public health, trade and the economy.

Yet food safety is taken for granted. It is often invisible until you get food poisoning. Unsafe food containing harmful bacteria, viruses, parasites or chemical substances, causes more than 200 diseases – ranging from diarrhoea to cancer.

This international day is an opportunity to strengthen efforts to ensure that the food we eat is safe. Whether you produce, process, sell or prepare food, then you have a role in keeping it safe. Everybody along the food chain is responsible for food safety.

For this inaugural WFSD all stakeholders are invited to raise global awareness about food safety in general and to highlight that everyone involved in food systems has a part to play. This year WFSD reinforces the call to strengthen commitment to scale up food safety made by the **Addis Ababa Conference** and the **Geneva Forum** under the umbrella of “[The Future of Food Safety](#)” in 2019.

To combat ongoing changes in climate, global food production and supply systems that affect consumers, industry and the planet itself, everyone needs to consider food safety now and tomorrow.

Calls to action

What you can do to make a sustained difference in food safety

This action-oriented campaign will promote global food safety awareness and call upon countries and decision makers, the private sector, civil society, UN organizations and the general public to take action.

We are inviting all players in the farm-to-fork continuum to get involved: FAO, WHO and Codex Member Countries and their partners; everyone who grows, processes, transports, stores, sells and consumes food; goodwill ambassadors; social media influencers and the general public, especially youth.

1. Ensure it's safe

Governments must ensure safe and nutritious food for all

National governments are critical in guaranteeing that we all can eat safe and nutritious food. Policy makers can promote sustainable agriculture and food systems, fostering multi-sectoral collaboration among public health, animal health, agriculture and other sectors. Food safety authorities can manage food safety risks along the entire food chain, including during emergencies. Countries can comply with international standards established by the Codex Alimentarius Commission.

2. Grow it safe

Agriculture and food producers need to adopt good practices

Farming practices must ensure a sufficient supply of safe food at a global level today while at the same time mitigating climate change and minimizing environmental impacts for tomorrow. As food production systems transform to adapt to changing conditions, farmers must carefully consider optimal ways to address potential risks to ensure that food is safe.

3. Keep it safe

Business operators must make sure food is safe

Preventive controls can address most of food safety problems. Everyone involved in food operations – from processing to retail – must ensure compliance with programmes like HACCP, a system that identifies, evaluates and controls hazards which are significant for food safety from primary production to final consumption. Additionally, good processing, storage and preservation help retain nutritional value and food safety as well as reduce post-harvest losses.

4. Check it's safe

All consumers have a right to safe, healthy and nutritious food

Consumers have the power to drive change. They need to be empowered to make healthy food choices for themselves and support sustainable food systems for the planet. Given the complexity of food safety, consumers need access to timely, clear and reliable information about the nutritional and disease risks associated with their food choices. Unsafe food and unhealthy dietary choices swell the global burden of disease.

5. Team up for safety

Food safety is a shared responsibility

The diverse group that share responsibility for food safety – governments, regional economic bodies, UN organizations, development agencies, trade organizations, consumer and producer groups, academic and research institutions and private sector entities – must work together on issues that affect us all, globally, regionally and locally. Collaboration is needed at many levels – across sectors within a government and across borders when combatting outbreaks of foodborne illness globally.

How to participate in WFSD

Organize a WFSD event

Celebrate WFSD by organizing different activities aimed at the general public – concerts, festivals or fairs, food tastings or cooking demonstrations with a #foodsafety message. You can also host a public lecture, panel or roundtable with political leaders, educators, scientists and farmers, followed by a question and answer session to encourage involvement. Social or cultural events may also serve as platforms to reach audiences and spread the word.

Engage the young generation

Involve students in #foodsafety activities at schools, youth centres or youth events. This way young people can learn about food safety and pass on the message that by changing simple day-to-day actions, they can avoid the perils of foodborne disease.

Recreation and sports

Organize a run, a march, a walk or even a dance or fitness activity to promote #foodsafety. Encourage people to get involved in their communities, committing to take action and calling on others to do their part.

Get the media involved!

Spread WFSD messages through your participation in talk shows and discussion panels, media briefings and radio or TV call-in shows.

Use the WFSD visual

Download our poster and share it and update your web page with the WFSD banner, linking it to the WFSD website. You can also produce a range of gadgets including t-shirts, caps, mugs and bags using our free graphics. Remember to use the WFSD visual as much as possible across your events and activities and download the WFSD backdrop or event banner here.

Spread the word

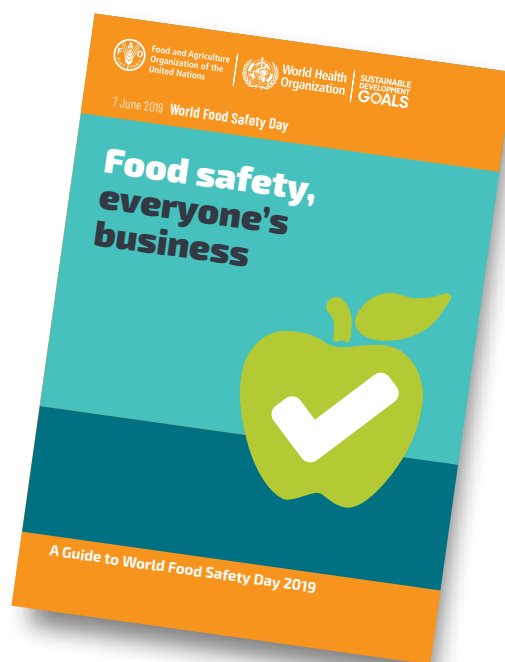
Inform, educate and engage audiences with information about #foodsafety. Join the #WorldFoodSafetyDay campaign by sharing our free material on digital channels. Identify and engage with local and national digital influencers in the food sector (bloggers, actors, popular public figures, photographers, chefs, experts) to amplify our messages around #safe food and #foodsafety. Take part in the ongoing #WorldFoodSafetyDay twitter campaign and publish photos, messages or videos to show your appreciation for #foodsafety.



Communication materials

Designs for the following products will be made available in the six official UN languages:

- WFSD poster
- Web banners
- Social media Trello Board
- Event backdrop or banner
- Gadgets – T-shirt, cap, bag, mug, apron
- WHO campaign materials



Key messages

There is no food security without food safety.

If it is not safe, it is not food. Food security is achieved when all people, at all times, have physical and economic access to food that meets their dietary needs for an active and healthy life. In fact, food safety is a critical part of the utilization component of the four dimensions of food security – availability, access, utilization and stability.

Unsafe food takes a huge toll on human health and the economy.

The World Health Organization estimates that more than 600 million fall ill and 420 000 die every year from eating food contaminated with bacteria, viruses, parasites, toxins or chemicals. As for the economic price tag, according to the World Bank, unsafe food costs low-and middle-income economies alone about US\$ 95 billion in lost productivity annually. Unsafe food also limits trade.

Food safety is a shared responsibility from production to consumption.

Food safety is everyone's responsibility and therefore everyone's business. Today, food is processed in greater volumes and distributed over greater distances than ever before. Widespread collaboration and contributions of all actors in the food supply chain, as well as good governance and regulations, are essential to food safety.

Investing in sustainable food systems pays off.

Safe food allows for suitable uptake of nutrients and promotes long-term human development. Safe food production improves sustainability by enabling market access and productivity, which drives economic development and poverty alleviation, especially in rural areas.

Implementing a “One Health” approach improves food safety.

The health of people is connected to the health of animals and the environment. Pathogens transmissible from animals to humans through direct contact or through food, water, and the environment have an impact on public health and socio-economic well-being. Together governments, academia, experts, non-governmental and international organizations can combat food safety risks such as antimicrobial resistance as well as pathogenic bacteria on fruits and vegetables as a result of contact with contaminated soil or water and on animal-sourced foods.

FAO and WHO are supporting global efforts to promote safe food.

FAO assists Member Countries to prevent, manage and respond to risks along the food production chain while WHO facilitates global prevention, detection and response to public health threats associated with unsafe food. Both Organizations work to ensure consumer trust in their authorities, and confidence in the safe food supply. Through complementary mandates, the long-standing partnership between FAO and WHO covers a range of issues to support global food safety and protect consumer health.

Codex Alimentarius food standards help protect health and facilitate trade.

The Codex Alimentarius Commission, managed by FAO and WHO, establishes science-based food standards, guidelines and codes of practice that ensure food safety and quality by addressing contaminants, hygienic practices, labelling, additives, inspection and certification, nutrition and residues of veterinary drugs and pesticides. When governments adopt international standards, farmers and producers are able to meet consumer demands for safe food at the same time gaining access to the global food market.



The UN recognizes food safety

On 20 December 2018 the United Nations General Assembly adopted resolution 73/250 proclaiming a World Food Safety Day.

Starting in 2019, every 7 June will be a time to celebrate the myriad benefits of safe food.



Facts and figures

An estimated **600 million** – almost **1 in 10 people** in the world – fall ill after eating contaminated food and **420 000** die every year.

Children under 5 years of age carry **40 percent** of the foodborne disease burden, with **125 000** deaths every year.

Foodborne illnesses are usually infectious or toxic in nature and caused by bacteria, viruses, parasites or chemical substances entering the body through **contaminated food or water**.

Foodborne diseases **impede socioeconomic development** by straining health care systems, and harming national economies, tourism and trade.

The value of trade in food is **US\$ 1.6 trillion**, which is approximately **10 percent of total** annual trade globally.

Recent estimates indicate that the impact of unsafe food costs low- and middle-income economies around **US\$ 95 billion** in lost productivity each year.

Safe food is critical, not only to better health and food security, but also for **livelihoods, economic development, trade** and the international reputation of every country.

Climate change is associated with altered geographic occurrence and prevalence of food safety hazards.

Each year, an estimated **700 000** people die around the globe because of antimicrobial-resistant infections.

Improving hygiene practices in the food and agricultural sectors helps to reduce the emergence and spread of antimicrobial resistance along the food chain and in the environment.

Better data is needed to understand the far-reaching impacts of unsafe food.

Investment in **consumer food safety education** has the potential to reduce foodborne disease and return savings of up to ten-fold for each dollar invested.

#WORLDFOODSAFETYDAY

www.fao.org/world-food-safety-day

www.who.int/foodsafety



Some rights reserved. This work is available under a CC BY-NC-SA 3.0 IGO licence

Accelerating efforts on food safety

Report by the Director-General

BACKGROUND

1. At a meeting of the Officers of the Board, it was recommended to add this item to the provisional agenda of this session of the Board.¹
2. Recently, in collaboration with the African Union and the World Trade Organization (WTO), respectively, WHO and FAO contributed to convening the First International Conference on Food Safety (Addis Ababa, 12 and 13 February 2019) and the International Forum on Food Safety and Trade (Geneva, 23 and 24 April 2019), which reviewed the status of food safety in the world and identified new and emerging challenges.² The six WHO/FAO Regional Coordinating Committees, which are subsidiary bodies of the WHO/FAO Codex Alimentarius Commission, are in the process of discussing follow-up actions at meetings that will conclude in November 2019. To date, the Committees have highlighted the need to mainstream food safety to advance public health goals, raise the profile of food safety in the governing bodies of both WHO and FAO and ensure sustainable funding for scientific advice to the Codex Alimentarius Commission.
3. Food safety has been part of the WHO Constitution (Article 2(u)) since its adoption. Over the past decades, major food safety crises, such as the epidemic of the variant Creutzfeldt-Jakob disease linked to bovine spongiform encephalitis and outbreaks of enterohaemorrhagic *Escherichia coli* infections that affected many countries, have profoundly influenced or reshaped food safety policies and national food control systems. Increasing global trade in food and animal feed have likewise highlighted the importance of managing food safety at the international level.
4. Member States have requested the WHO Secretariat to implement a number of activities to promote and strengthen food safety worldwide, most recently in resolution WHA53.15 (2000), which resulted in the WHO global strategy for food safety: safer food for better health, issued in 2002;³ and resolution WHA63.3 (2010), which resulted in the WHO strategic plan for food safety, including foodborne zoonoses, 2013–2022.⁴ Subsequently, the Regional Committee for the Western Pacific, in

¹ See document EB146/1 (annotated).

² “Chairperson’s Summary” and “Joint FAO/WHO/WTO Statement” (<https://www.who.int/news-room/events/international-food-safety-conference>, accessed 6 November 2019).

³ WHO Food Safety Programme. WHO global strategy for food safety: safer food for better health. World Geneva: Health Organization; 2002 (<https://apps.who.int/iris/handle/10665/42559>, accessed 31 October 2019).

⁴ Advancing food safety initiatives: strategic plan for food safety including foodborne zoonoses 2013–2022. Geneva: World Health Organization, 2013 (<https://www.who.int/foodsafety/strategic-plan/en/>, accessed 31 October 2019).

resolution WPR/RC68.R6 (2017), endorsed the Regional Framework for Action on Food Safety in the Western Pacific.¹ The Strategic Plan of the Pan American Health Organization 2020–2025: Equity at the Heart of Health,² approved by the WHO Regional Committee for the Americas, in resolution CD57.R2 (2019), addresses the role of food safety in reducing communicable diseases, emphasizing the need for increased access to interventions in support of food safety along the food supply chain in order to prevent foodborne illnesses. Similarly, it is expected that at a meeting of Member States in the South-East Asia Region, due to be held in November 2019, national food safety authorities will endorse a regional framework for action on food safety 2020–2025.

5. In the 1960s, WHO and FAO established the joint WHO/FAO food standards programme, whose executive organ is the Codex Alimentarius Commission. The Commission has since been developing new and revised standards on food safety and nutrition, based on the scientific advice provided by several joint WHO/FAO expert bodies. The relevance and pertinence of Codex standards as international public goods was noted in a recent evaluation of WHO's normative functions,³ while the importance of science and risk analysis as the basis of food safety standard-setting was reaffirmed in the Codex Strategic Plan 2020–2025.⁴ WHO and FAO also provide technical support to Member States in effectively engaging in the Codex discussion and in implementing its adopted standards at the national level. Most of these activities – peripheral to the Codex yet essential – are implemented by WHO in close coordination with FAO.

Burden of foodborne diseases

6. Foodborne diseases are caused by hazardous physical, chemical, microbial and radioactive agents in food. Microbial hazards include prions, viruses, bacteria and parasites. The nature of such illnesses ranges from acute (e.g. diarrhoea, allergy, meningitis, miscarriage) and sub-acute (e.g. arthritis, renal failure) to chronic (e.g. cancer, epilepsy) symptoms and sequelae.⁵

7. In 2015, WHO issued the first estimates of the global burden of foodborne diseases: every year, 31 foodborne hazards (of the more than 200 known) cause 600 million cases of foodborne illnesses and 420 000 deaths, resulting in the loss of 33 million disability-adjusted life years.⁶ Children under five years of age are at particularly high risk, with 125 000 deaths (30% of global mortality) every year. The burden is unevenly distributed across regions, with the African, South-East Asia and Eastern Mediterranean regions carrying the highest burden per population. Diarrhoeal diseases are the leading cause of disease burden in those regions.

8. In 2018, a World Bank study⁷ estimated the total productivity loss associated with foodborne diseases in low- and middle-income countries to be US\$ 95.2 billion per year and the annual cost of

¹ The Regional Framework for Action on Food Safety in the Western Pacific. Manila: WHO Regional Office for the Western Pacific; 2018 (<https://apps.who.int/iris/handle/10665/272681>, accessed 31 October 2019).

² Document OD359. Available at <http://iris.paho.org/xmlui/handle/123456789/51599>, accessed 31 October 2019.

³ Evaluation of WHO's Normative Function. Available at https://www.who.int/about/evaluation/who_normative_function_report_july2017.pdf, accessed 31 October 2019.

⁴ Codex Strategic Plan 2020–2025 (<http://www.fao.org/3/ca5645en/CA5645EN.pdf>, accessed 31 October 2019).

⁵ <https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/food-safety>.

⁶ https://www.who.int/foodsafety/areas_work/foodborne-diseases/ferg/en/.

⁷ Jaffee S, Henson S, Unnevehr L, Grace D, Cassou E. The safe food imperative: accelerating progress in low- and middle-income countries. Washington DC: International Bank for Reconstruction and Development and The World Bank; 2019 (<https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/30568>, accessed 31 October 2019).

treating foodborne illnesses to be US\$ 15 billion. Other costs, though harder to quantify, include losses of farm and company sales, foregone trade income, the health repercussions of consumer avoidance of perishable yet nutrient-rich foods and the environmental burden of food waste.

9. A large proportion of those public health burden and economic costs can be avoided by adopting preventive interventions in the food chain – from primary food production, storage and processing through to the point of final preparation and consumption – combined with improved food safety management at the national, regional and global levels, including contamination monitoring, disease and outbreak surveillance, laboratory diagnoses and food traceability and recall systems. Some of those measures should be implemented by governments and local authorities, while others should be implemented by the private sector and consumers.

10. Foodborne disease generally is subject to huge underreporting. Food safety interventions contribute to attaining Sustainable Development Goals targets and improving the indicators of the Thirteenth General Programme of Work, 2019–2023, such as infant mortality or cancer mortality, which are multifactorial and not solely dependent on food safety. Lack of specific indicators to measure progress and prioritize areas for action in food safety is seen as a challenge to quantifying the magnitude of the foodborne disease burden and building up the necessary investments in food safety systems.

WHO's response to reduce the burden of foodborne diseases

11. WHO is working to protect the health of consumers by providing (i) normative frameworks, (ii) science-based policy guidance, (iii) consolidated health-related data, (iv) technical assistance and cooperation and (v) public health leadership.

12. WHO, jointly with FAO, provides resources and strategic and technical guidance to the Codex Alimentarius Commission, which has been meeting regularly since 1963 to develop international food standards. Since 1995, Codex standards and related texts have become international benchmarks for food safety under the WTO Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures. WHO contributes approximately 20% of the budget of the joint WHO/FAO food standards programme administered by FAO, which contributes the remaining 80%.

13. The international risk assessments conducted by the Joint WHO/FAO Expert Committee on Food Additives, the Joint WHO/FAO Meeting on Pesticide Residues and the Joint WHO/FAO Expert Meeting on Microbiological Risk Assessment, as well as by ad hoc expert consultations, are used both by the Codex Alimentarius Commission and Member States. While the operating expenses of the Commission are covered by the budget of the joint WHO/FAO food standards programme, the resources for the provision of scientific advice are identified and managed by WHO and by FAO separately. The issue of how to ensure sustainable and predictable funding for scientific advice has been discussed by the Commission, most recently at its 42nd Session, in order not to impede or delay its standards-setting work to protect the health of consumers.¹

14. International risk assessments must be supported by the collection of food contamination data that are representative of different regions and diets. WHO is home to the Global Environment Monitoring System – Food Contamination Monitoring and Assessment Programme (GEMS/Food) which informs governments, the Codex Alimentarius Commission and other relevant institutions on the levels and trends of chemical contaminants in food and their contribution to total human exposure. The data on

¹ See documents CX/CAC 19/42/14 and CX/CAC 19/42/14 Add.1 (<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CAC&session=42>, accessed 31 October 2019).

food contamination and risk assessments are made available through the Food Safety Collaborative platform (FOSCOLLAB) dashboard.

15. All countries should participate in the work of the Codex Alimentarius Commission in order to ensure that Codex standards are truly global and relevant. To that end, the Directors-General of WHO and FAO established the Codex Trust Fund, which from 2004–2015 ensured that developing and transition economy countries were able to participate in Codex meetings in order to better understand the importance of Codex. The successor initiative, launched in 2016, supports countries in strengthening their national Codex structures to engage fully, effectively and sustainably in the establishment and use of international food standards.

16. WHO, in collaboration with FAO, has developed a national food control system assessment tool to assist countries to identify the areas for improvement and prioritize their investment. In addition, WHO published in 2018 a new manual on strengthening the surveillance of, and response to, foodborne diseases,¹ which is also a prerequisite for effectively combating antimicrobial resistance in the food chain. Currently, WHO is finalizing a country tool to estimate the national foodborne disease burden.

17. Recognizing that food safety responsibilities at the national level are often split among different ministries and that managing food safety emergencies often requires a rapid exchange of information across borders, in 2004 WHO launched the International Network of Food Safety Authorities (INFOSAN), in cooperation with FAO. INFOSAN is managed jointly by WHO and FAO and is complementary to the International Health Regulations (2005), collaborating with external partners such as the European Rapid Alert System for Food and Feed and internally with the WHO Global Outbreak Alert and Response Network (GOARN).

18. WHO is playing a global leadership role in advocating for food safety at the policy and technical levels. After organizing World Health Day 2015 on the theme of food safety, WHO and FAO have been designated by the United Nations General Assembly to facilitate the celebration of the annual World Food Safety Day.² WHO has launched the Five Keys to Safer Food initiative as a universal food hygiene campaign, which operates in more than 87 languages and in a range of different target groups and settings.

19. WHO is delivering its products and services through a collaborative effort that cuts across all three levels of the Organization. Normative products, including food safety standards (Codex standards), the scientific advice underpinning those standards and WHO recommendations, and the global guidance manual and tools are generated at the headquarters level. The joint WHO/FAO secretariats for INFOSAN and for the Codex Trust Fund are also located at WHO headquarters. Interagency collaboration involving, for example, FAO, the International Atomic Energy Agency, the World Organisation for Animal Health, the World Food Programme and WTO, is also led by WHO headquarters. The regional and country offices are taking a lead in identifying priority areas for action and supporting countries to strengthen their capacity to prevent, detect and respond to foodborne disease outbreaks through risk-based food control regulations and enhanced surveillance and information exchange, thus reinforcing the implementation of international standards.

¹ Manual – Strengthening surveillance of and response to foodborne diseases (https://www.who.int/foodsafety/areas_work/foodborne-diseases/fbd_surveillance/en/, accessed 31 October 2019).

² See General Assembly resolution 73/250 (<https://undocs.org/A/RES/73/250>, accessed 31 October 2019).

New and emerging challenges

20. The outstanding challenges facing food safety were identified by the above-mentioned international conferences held in February and April 2019 and include: (i) providing timely support to the Codex Alimentarius Commission in developing or revising international standards that take account of new scientific evidence and methodologies and addressing emerging hazards; (ii) providing support to Member States to effectively participate in the Codex work and implement adopted Codex standards at the national level; (iii) making use of new technologies to improve food safety, such as whole genome sequencing, processing of big data using artificial intelligence, blockchain and other innovations in product-tracing, while harnessing potential risks from the application of novel technologies such as genome editing; and (iv) addressing the food safety risks driven or influenced by climate change¹ and building sustainable and resilient food systems. Among those innovations, whole genome sequencing has the potential to revolutionize the foodborne disease outbreak investigations and product recalls, which would benefit all high-, middle- and low-income countries.

21. In order to build effective food safety systems at the national, regional and global levels, it is essential to collect quality data, build evidence and connect these to concrete actions that are given a clear priority. Sharing expertise, knowledge and information on existing and emerging food safety challenges will inform forward-looking policies, regulations and programmes. Finally, a clear understanding by policy-makers that food safety is an important pillar of public health is critical to mobilizing appropriate resources towards food safety, following the “One Health” approach.

ACTION BY THE EXECUTIVE BOARD

22. The Board is invited to note the report and to provide advice on how Member States can strengthen: the development and implementation of Codex Standards; food safety legislation and regulations; other components of national food safety systems; and information exchange operations during food safety events.

= = =

¹ https://www.who.int/foodsafety/publications/all/climate_change/en/.

Strengthening efforts on food safety

Draft resolution proposed by Australia, Canada, Chile, Ethiopia, Gabon, Israel, Japan, Monaco, Montenegro, Norway, Switzerland, the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, the United States of America, Zambia and the Member States of the European Union

The Executive Board,

Having considered the report on accelerating efforts on food safety,¹

RECOMMENDS to the Seventy-third World Health Assembly, the adoption of the following resolution:

The Seventy-third World Health Assembly,

(PP1) Having considered the report on food safety;¹

(PP2) Recalling resolutions WHA53.15 (2000) on food safety and WHA63.3 (2010) on advancing food safety initiatives, and acknowledging that the challenges outlined in these resolutions continue as the food safety systems of many Member States are under development and need significant improvements in their key components, such as regulatory infrastructure, enforcement, surveillance, inspection and laboratory capacity and capability, coordination mechanisms, emergency response and food safety education and training;

(PP3) Recalling also the International Conferences in 2019 on Food Safety convened by WHO, FAO, and WTO and the African Union in Addis Ababa and Geneva, which identified key actions and strategies to tackle current and future challenges to food safety globally;

(PP4) Noting that food safety plays a critical role in the achievement of many of the Sustainable Development Goals and contributes to relevant areas of WHO's Thirteenth General Programme of Work, 2019–2023 and efforts to address universal health coverage;

(PP5) Considering that WHO published estimates on the global burden of foodborne diseases for the first time in 2015, in which it estimated this burden to be more than 600 million

¹ Document EB146/25.

cases of foodborne illnesses with 420 000 deaths per year;¹ and that the burden of foodborne diseases falls disproportionately on groups in vulnerable situations and especially on children, with the highest burden in developing countries;

(PP6) Recalling the World Bank study, *The safe food imperative: accelerating progress in low- and middle-income countries*,² which called upon national governments to increase investments in their food safety infrastructure and which noted that foodborne diseases resulting from the consumption of unsafe foods cost low- and middle-income countries US\$110 billion in lost productivity and medical expenses annually;

(PP7) Emphasizing the importance of the current WHO strategic plan on food safety including foodborne zoonoses, 2013–2022,³ and noting its end date;

(PP8) Noting the contribution of regional frameworks and networks to support food safety;

(PP9) Recognizing that the development of standards, guidelines and recommendations by the Codex Alimentarius Commission, and their subsequent use by Member States, make a powerful contribution to food safety, and stressing the need to provide sufficient and sustainable funding for active participation in the provision of scientific advice to Codex by experts from countries at all stages of development, especially developing countries, to underpin the elaboration by Codex of science-based food safety standards, guidelines and recommendations;

(PP10) Recognizing also that while progress has been made to strengthen national food safety systems, collective action is needed throughout all stages of the supply chain at the local, national, regional and global levels, involving different stakeholders, in order to respond to current and emerging food safety challenges including those linked to population-, age- and gender-based differences in risk analysis,⁴ climate change and extreme weather events, foodborne pathogens, including the growing threat of antimicrobial resistance, food safety risks related to food fraud as well as other foodborne risks;

(PP11) Underlining that a “One Health” approach to food safety includes managing food safety risks along the entire food and feed chain; and recognizing that the interconnection between food safety and human, animal, plant and environmental health is necessary for the protection of human life and health and food safety, and that it should be pursued in the vision and strategic objectives of WHO;

(PP12) Noting the availability of existing and new guidance and tools to support Member States in the design, development, operation, evaluation, and monitoring of their national food control systems, such as the Principles and Guidelines for National Food Control Systems

¹ WHO estimates of the global burden of foodborne diseases: foodborne disease burden epidemiology reference group 2007–2015. Geneva: World Health Organization; 2015 (https://www.who.int/foodsafety/areas_work/foodborne-diseases/ferg/en/, accessed 4 February 2020).

² Jaffee S, Henson S, Unnevehr L, Grace D, Cassou E. The safe food imperative: accelerating progress in low- and middle-income countries. Washington DC: International Bank for Reconstruction and Development and The World Bank; 2019 (<https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/30568>, accessed 4 February 2020).

³ Advancing food safety initiatives: strategic plan for food safety including foodborne zoonoses 2013–2022. Geneva: World Health Organization; 2013 (<https://www.who.int/foodsafety/strategic-plan/en/>, accessed 5 February 2020)

⁴ See Joint FAO/WHO Food Standards Programme, Codex Alimentarius Commission. Procedural Manual, twenty-seventh edition (p. 128). Rome: FAO/WHO; 2019.

(CXG 82-2013), and the Principles and Guidelines for Monitoring the Performance of National Food Control Systems (CXG 91-2017) as well as the FAO–WHO Food Control System Assessment Tool (2019) adopted by the Codex Alimentarius Commission;

(PP13) Acknowledging the global relevance of the International Food Safety Authorities Network (INFOSAN) and its importance, especially during foodborne disease emergencies;

(PP14) Recognizing that innovation and developments in science and technology are advancing and that, in particular data relevant to food safety are increasingly available, and technology to derive insights from data is increasingly affordable; that these contribute to and support the design, management, reinforcement, implementation and maintenance of effective national food safety systems; and that such approaches hold promise for improved food safety outcomes throughout all stages of the global supply chain, thereby also increasing consumer confidence;

(PP15) Recalling that food business operators, at every stage of the food chain, have the role of, and responsibility for, ensuring the safety of their food products,

OP1. URGES Member States:¹

- (1) to remain committed at the highest political level: to recognizing food safety as an essential element of public health; to developing food safety policies that take into consideration, as applicable, at all stages of the supply chain, the best available scientific evidence and advice as well as innovation; and to providing adequate resources at appropriate levels for improving systems to ensure food safety;
- (2) to integrate food safety into national and regional policies on health, agriculture, trade, environment and development, as a means to achieve the 2030 Agenda for Sustainable Development, and to take coherent actions across all relevant sectors in order to promote food safety, recognizing consumer interests;
- (3) to strengthen cross-sector collaboration, using a health-in-all-policies approach, and to apply a “One Health” approach to promote the sustainability and availability of and access to safe, sufficient and nutritious food for all populations, recognizing the importance of affordability;
- (4) to participate actively, and support inclusive participation, in the standard-setting work of the Codex Alimentarius Commission, including as a Member State, donor, or beneficiary of the Codex Trust Fund, as well as by supporting the joint expert bodies of WHO and FAO, including through the provision of experts and data; and to take into account Codex standards, guidelines and recommendations when developing national legislation;
- (5) to enhance participation in the International Food Safety Authorities Network (INFOSAN), including supporting the timely transmission of data, information and knowledge about food-safety emergencies; and to further develop and implement the core capacities required for participation in the Network;

¹ And, where applicable, regional economic integration organizations.

- (6) to promote coherent actions to tackle foodborne antimicrobial resistance, including by actively supporting the work of relevant national bodies together with intergovernmental groups, such as the Codex ad hoc Intergovernmental Task Force on Antimicrobial Resistance;
- (7) to promote increased use of Codex standards, guidelines and recommendations by governments, food business and other relevant operators, at all levels;
- (8) to provide appropriate investment in national food safety systems and innovations to prevent food safety threats, including those associated with food fraud, and to enable a rapid and appropriate response to food safety emergencies;
- (9) to improve the availability, sharing, and use of scientific data and evidence to support food safety decisions, including through the systematic monitoring of foodborne hazards and surveillance of foodborne disease outbreaks, as well as through timely reporting of this information through the International Network of Food Safety Authorities (INFOSAN);
- (10) to promote the use of food safety management tools among food business operators at all levels, including small-scale producers, and to encourage private sector investment in safe and sustainable production and supply chains;
- (11) to recognize that consumers also have a role in managing food safety risks under their control and that, where relevant, they should be provided with information on how to achieve this, through the promotion of a culture of food safety by means of education and training in communities and schools in order to foster dialogue and inspire actions that enhance public awareness of food safety and that are aimed at increasing public confidence;
- (12) to recognize World Food Safety Day as an important milestone and a platform for raising awareness at all levels about the importance of food safety and for promoting and facilitating actions to prevent foodborne diseases at local, national, regional and global levels;
- (13) to participate in national, regional, and global activities aimed at applying innovative food safety strategies including enhancing traceability and early detection of contamination to improve the supply chain and promote cost-effective, and efficient food safety systems and simple easy-to-use laboratory analysis;

OP2. REQUESTS the Director-General:

- (1) to update, in coordination with FAO, and in consultation with Member States and OIE, the WHO global strategy for food safety¹ in order to address current and emerging challenges, incorporating new technologies and including innovative strategies for strengthening food safety systems, and to submit a report for consideration by the Seventy-fifth World Health Assembly;
- (2) to explore with the Director-General of FAO, a method for coordinating the two agencies' strategic efforts on food safety, and to provide a report on this proposed method

¹ WHO global strategy for food safety: safer food for better health. <https://apps.who.int/iris/handle/10665/42559>.

to the Seventy-fifth World Health Assembly, and through Director-General of FAO to FAO's governing bodies, as appropriate;

(3) to strengthen WHO's capacities and resources for fulfilling its leadership role together with FAO, as founding organizations of the Codex Alimentarius Commission, in promoting the use of Codex standards, guidelines and recommendations, and in supporting Member States, upon request, in developing and implementing food safety policies;

(4) to ensure sustainable, predictable and sufficient resources from WHO for the provision of timely scientific advice on food safety to the Codex Alimentarius Commission in order to facilitate the timely development by Codex of its standards, guidelines and recommendations, including by increasing the level of financial and in-kind contributions to support the Codex Alimentarius Commission and its work;

(5) to pursue, in cooperation with FAO, the further development of INFOSAN to facilitate increased use of the Network by its members, including their rapid sharing of information on food hazards and risks;

(6) to pursue, in cooperation with FAO, the effective and responsive training and capacity-building of members of INFOSAN;

(7) to facilitate understanding by Member States of developments in epidemiological, laboratory, assessment and food and agricultural sciences and technologies that provide new tools for risk assessment and management of food safety systems, and surveillance and outbreak response in respect of foodborne illness, and to support Member States' ability to assess the challenges and opportunities linked to the use of new and appropriate technologies in food safety, including the importance of fully realizing the benefits of such technologies by sharing the data generated;

(8) to give greater emphasis to food safety by encouraging the development of food safety infrastructure, including by collaborating with financial institutions, donor organizations, other multilateral organizations, and regional economic communities in order to continue advancing the public health, social and economic benefits of improved food safety;

(9) to facilitate the exchange of knowledge and expertise with other relevant organizations, collaborating with them to support the capacity-building of food safety systems in low- and middle-income countries, to conduct surveillance, investigation, control and reporting of foodborne illness and outbreaks and to enable every actor of the food system to fulfil their responsibilities in the production and supply of safe food;

(10) to monitor regularly, and to report to Member States on, the global burden of foodborne and zoonotic diseases at national, regional and international levels, and in particular to prepare, by 2025, a new report on the global burden of foodborne diseases with up-to-date estimates of global foodborne disease incidence, mortality and disease burden in terms of disability-adjusted life years (DALYs);

(11) to report to the Seventy-fifth World Health Assembly on progress in implementing this resolution.

= = =